
三浦市公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

三浦市



目次

公共施設等総合管理計画について.....	1
第1章 三浦市の概要.....	2
1 市の概況.....	2
2 公共施設等の状況.....	3
3 人口動向.....	12
4 財政の現況.....	13
5 更新費用の推計.....	15
6 歳入・歳出全体ベースでの財政シミュレーション.....	25
第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針.....	28
1 現状や課題に関する基本認識.....	28
2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方.....	29
3 計画期間における公共施設等の管理に関する取組方針.....	32
第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針.....	33
1 集会施設.....	33
2 文化施設.....	34
3 図書館.....	35
4 その他社会教育系施設.....	36
5 スポーツ施設.....	37
6 レクリエーション施設・観光施設.....	38
7 産業系施設.....	39
8 学校.....	40
9 その他教育施設.....	41
10 高齢福祉施設.....	42
11 障害福祉施設.....	43
12 児童福祉施設.....	44
13 庁舎等.....	45
14 消防施設.....	46
15 その他行政系施設.....	48
16 公営住宅.....	49

17 公園.....	50
18 供給処理施設.....	52
19 その他施設.....	54
20 公営企業の公共施設.....	57
21 道路.....	58
22 橋りょう.....	58
23 上水道.....	58
24 下水道.....	59
25 その他のインフラ.....	59
第4章 フォローアップの実施方針.....	60
1 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策.....	60
2 フォローアップの進め方について.....	60
3 市議会や市民との情報共有について.....	60
4 個別施設計画の策定.....	60

【公共施設等総合管理計画の記載にあたっての前提】

① 端数処理について

本計画で取り扱う数値は、金額は単位未満を切り捨て、延床面積等は単位未満を四捨五入の端数処理することを基本としています。このため、各数値の合計が表記される合計欄の数値と一致しない場合があります。

② 調査時点と年度表記について

本計画に掲載する数値は、平成27年度を基本としています。それ以外の時点の情報を利用する場合は、その旨を注記しています。

③ %（パーセント）表記について

「%（パーセント）」表記は小数第2位を四捨五入しているため、合計値が「100%」にならない場合があります。

④ 複合施設の計上について

複合施設は、それぞれの分類毎に施設数を計上しているため、実際の施設数とは一致しません。

公共施設等総合管理計画について

1) 公共施設等総合管理計画の策定の背景

我が国において公共施設等の老朽化対策が大きな課題です。これを受けて、平成 26 年 4 月、国は地方公共団体に対して、公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進するための計画である「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むことを要請しています。

本市では、公共施設等の現状と将来の見通しを踏まえ、これからの公共施設等のあり方を考える公共施設マネジメントに取り組むこととし、このたび「三浦市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

2) 公共施設等総合管理計画の目的

公共施設等総合管理計画は、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少などにより公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことを目的とした計画です。

公共施設等総合管理計画で示された方針に基づき、今後、個別施設計画などを策定するなど、公共施設等の総合的なマネジメントを進めていきます。

3) 計画期間

平成 29 年度（2017 年度）から平成 58 年度（2046 年度）までの 30 年間とします。

4) 対象とする公共施設等

本市は、市役所などの庁舎、義務教育を提供するための小中学校、公民館や図書館、体育館など多くの市民の方々に利用される文化施設やスポーツ施設、市営住宅など多岐に渡る普通会計¹の施設や市立病院などの公営事業会計²の施設を保有しています。

また、道路・橋りょう・上下水道施設などのインフラを保有しています。

公共施設等総合管理計画において対象とする公共施設等は、市で保有する普通会計施設、公営事業会計の施設及びインフラとします。

¹ 普通会計とは、一般会計と一部の特別会計（公営事業会計等ではない特別会計）を合算した統計上の会計区分のことをいいます。

² 公営事業会計とは、本市が地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）を適用している上水道事業会計や病院事業会計の他、下水道事業会計や市場事業会計のことをいいます。

第1章 三浦市の概要

1 市の概況

三浦市は、昭和30年1月1日に三崎町、南下浦町、初声村の2町1村が合併したことにより誕生しました。

三浦半島の最南端に位置し、三方を海に囲まれ、海洋性の温暖な気候にも恵まれ、野菜の栽培に適した優良な農耕地が広がり、城ヶ島を天然護岸とした全国的にも有名な三崎漁港を有し、更には東京や横浜など大消費地に近いという特性のため、古くから農産物、水産物の生産拠点としての都市形成が築かれてきたといえます。

海岸線は42.9kmに及び、漁業のみならず海洋レクリエーションも盛んに行われるほか、三浦野菜や三崎まぐろ等の食、早春の風物詩として定着している早咲きの河津桜や完結した自然集水域生態系（流域生態系）が形成されている小網代の森等の自然、ユネスコ無形文化遺産チャッキラコ等の文化遺産等が多くの人を魅了し、年間500万人を超える観光客が訪れています。

市制当時の人口は35,166人、6,996世帯でしたが、昭和41年には三浦海岸駅、昭和50年には三崎口駅が開通し、ベッドタウンとして駅周辺の宅地開発が進むなど、人口が徐々に増加し、平成7年の国勢調査時には54,152人を記録しましたが、近年の日本の人口動態と同じく、徐々に人口が減少しています。

2 公共施設等の状況

(1) 普通会計施設の概況

平成27年度末時点で本市が保有する普通会計施設の総数は166施設（建物のない公園、駐車場を含みます。）で、建物の総延床面積は119,107㎡です。これらの施設を、総務省が用いる区分（大分類・中分類）や本市の普通会計施設の実情に即した区分（小分類）により分類しました。

【普通会計施設の一覧】

会計名	大分類	中分類	小分類	施設数	延床面積 (㎡)	老朽化度 (%)
普通会計	市民文化系施設	集会施設	公民館	2	1,983	71.0
		文化施設	文化会館	1	1,183	29.8
	社会教育系施設	図書館	図書館	3	443	81.8
		その他社会教育系施設	その他社会教育系施設	3	1,153	300.2
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	体育館	1	6,064	44.1
			プール	1	143	
		レクリエーション施設・観光施設	観光インフォメーションセンター	1	231	163.0
			駐車場	1	57	
	産業系施設	産業系施設	労働会館・勤労会館	1	977	67.1
			海業センター	1	243	
	学校教育系施設	学校	小学校	8	41,019	79.5
			中学校	3	20,184	
		その他教育施設	給食センター	2	1,484	117.1
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	高齢者福祉施設等	1	1,240	68.0
		障害福祉施設	障害福祉施設等	1	1,390	63.2
		児童福祉施設	児童館	1	189	158.2
			地域福祉事業所	1	68	
	行政系施設	庁舎等	庁舎	5	5,785	88.7
		消防施設	消防署	1	768	88.8
			分署・消防団詰所	9	917	
		その他行政系施設	倉庫	3	858	86.5
			その他行政系施設	2	33	
	公営住宅	公営住宅	市営住宅	3	4,990	216.1
			公営住宅付属施設	1	44	
	公園	公園	スポーツ施設	2	838	27.2
	その他公園施設		61	206		
供給処理施設	供給処理施設	供給処理施設	7	6,759	69.0	
その他	その他	火葬場	1	345	106.6	
		公衆便所	22	577		
		その他	13	18,851		
		自転車等駐車場	4	88		
合計				166	119,107	—

※対象施設一覧の大分類・中分類は、総務省更新費用試算ソフト内の用途分類に準拠し、小分類は、同ソフト内の施設名称例を参考に本市の普通会計施設の実情に即した区分に分類しました。

※複合施設の場合は、それぞれの分類毎に施設数を計上しています。

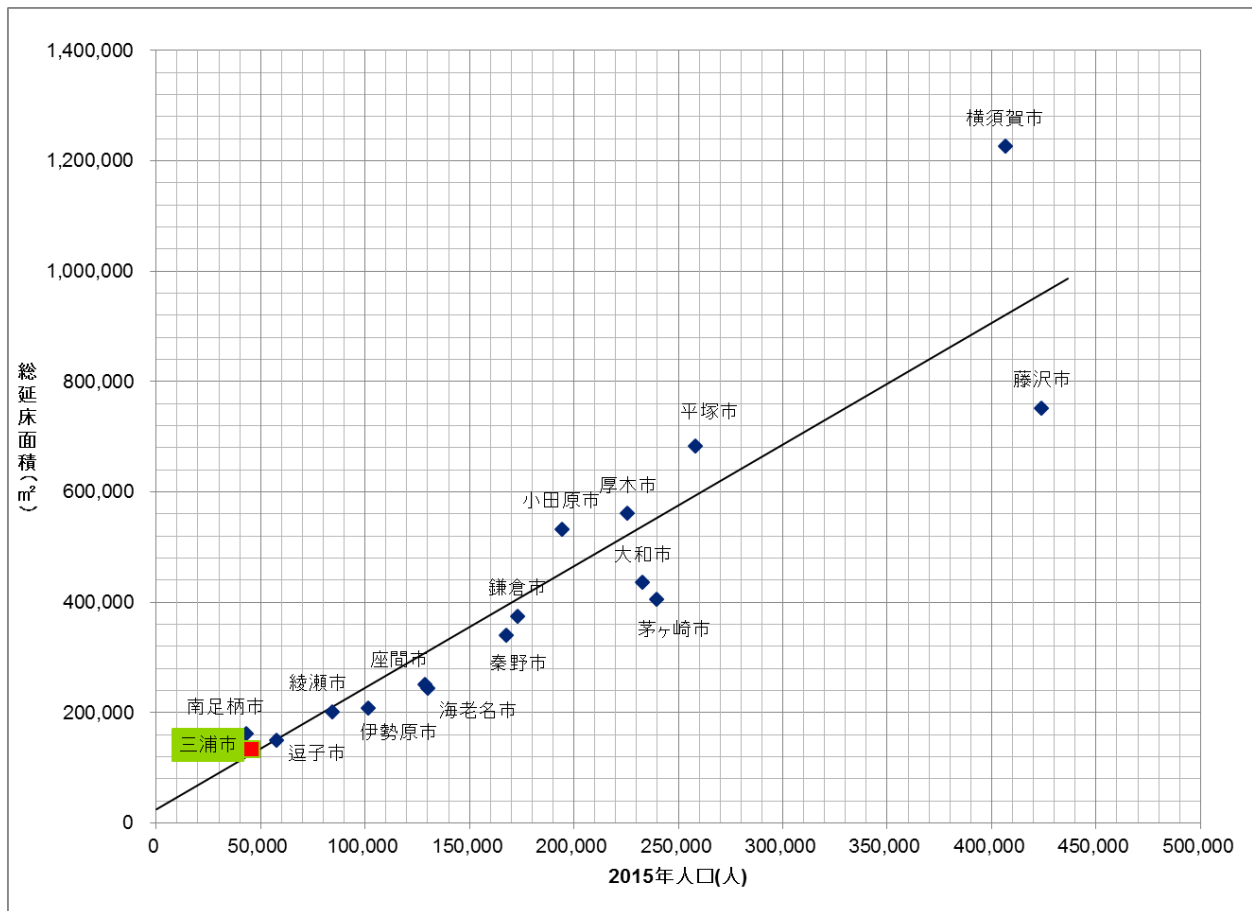
※老朽化度とは各類型における老朽化の度合いを指します。

計算式：経過年数÷耐用年数＝1棟毎老朽化度

(A棟延床面積×A棟老朽化度+B棟延床面積×B棟老朽化度+C棟…)÷中分類延床面積合計
＝中分類毎老朽化度

(2) 建物（行政財産³）の県内自治体比較

図 1-1 人口⁴と総延床面積(行政財産)⁵の県内自治体比較



※町村については、市と大きく状況が異なるため、グラフの枠外としています。

※横浜市、川崎市、相模原市は、政令指定都市であり、大きく状況が異なるため、グラフの枠外としています。

本市の人口規模に対する建物総延床面積の多寡を把握するため、図 1-1 のとおり神奈川県内の自治体との比較を行いました。

図表中の直線は、各団体の人口と施設面積のデータ関係から算出した最小二乗法直線を示しており、この直線より上方に記載されている団体は、県内においては人口規模に対して総延床面積が多い傾向であるといえます。

これによると、本市の人口 45,289 人に対する総延床面積は 124,527 ㎡程度であり、現在の 134,286 ㎡と比べると、9,759 ㎡(7.3%)が多いといえます。

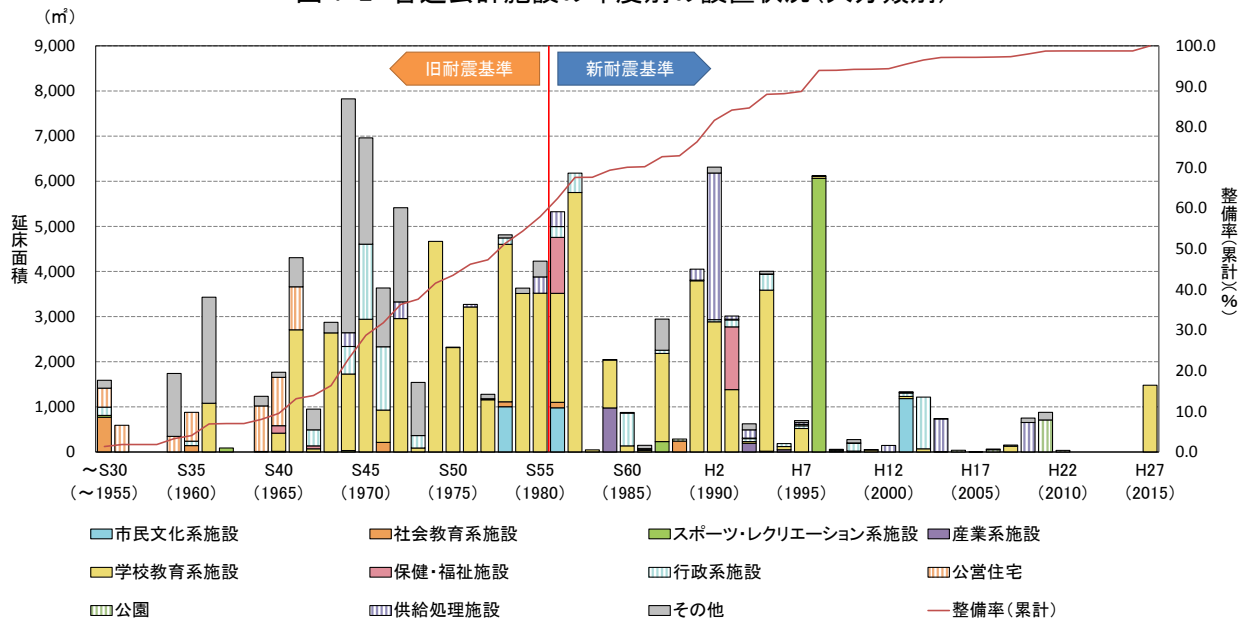
³ 行政財産とは、公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産のことです。

⁴ 人口は、2015年（平成27年）の国勢調査に基づく数値を使用しております。

⁵ 延床面積は、総務省が公表した公共施設状況調経年比較表（市町村）の2014年度（平成26年度）の数値を使用しております。

(3) 普通会計施設の年度別の設置状況

図 1-2 普通会計施設の年度別の設置状況(大分類別)



本市の普通会計施設の整備状況を建築年度別に延床面積で見ると、旧耐震基準が適用されていた時期である昭和55年度以前に整備された施設は、69,030㎡(全体の58.0%)にのびります。

建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)の定めるところにより耐震診断を行うべき普通会計施設については、耐震診断を実施し、その結果に応じて消防本部や市役所、小中学校の耐震補強工事を実施してきたほか、旧青少年会館の用途廃止、城山体育館や元三崎高校の解体を実施してきました。

なお、上記にかかわらず、常時多数の人が利用している施設、市民生活及び災害対策上必要な施設などは、耐震化を検討することが望まれます。

参考までに、昭和55年度以前に整備された施設を大分類別に延床面積で見ると、学校教育系施設やその他が多くを占めます。

(4) 普通会計施設のコスト状況

【大分類別の行政コスト計算書(平成27年度)】

(単位:百万円)

大分類	維持 管理費	事業 運営費	コスト	減価 償却費	フルコスト	収入	ネットコスト
市民文化系施設	26	31	58	17	75	8	67
社会教育系施設	0	25	25	1	27	0	27
スポーツ・レクリエーション 系施設	39	41	81	54	135	33	102
産業系施設	4	9	13	4	18	3	15
学校教育系施設	88	187	275	199	475	6	469
保健・福祉施設	25	96	122	21	143	103	40
行政系施設	95	155	251	26	278	9	268
公営住宅	7	5	12	0	12	2	9
公園	15	41	57	8	65	9	55
供給処理施設	42	375	417	73	490	65	425
その他	31	57	89	45	134	23	110
合計	376	1,028	1,404	453	1,857	264	1,593

※本表は、円単位で集計し単位未満で切り捨ての端数処理をしていますので合計が合わない場合があります。

各施設のフルコスト⁶から、使用料などの収入を差し引いた額をネットコストとしています。

このネットコストは、普通会計施設を運営するにあたって生じるフルコストから収入(利用料等)を差し引いた金額のため、普通会計施設に関する負担額を意味します。

平成27年度における普通会計施設全体のネットコストは15.9億円です。大分類別で見ると、学校教育系施設が4.6億円で最も大きく、次に供給処理施設の4.2億円が続きます。

⁶ フルコストとは、「維持管理費+事業運営費+減価償却費」のことで、修繕費や光熱水費、人件費など施設の運営全般に要する費用に、建物の取得に要した費用(減価償却費)を加えた費用のことです。

(5) 公営事業会計の施設

公営事業会計が管理する施設の各総量は、以下のとおりです。

① 上水道事業会計

会計区分	No	施設名称	延床面積 (㎡)	主要建物 建築年度	主要 建物構造
水道事業 会計	1	高山配水池	706	昭和39年度	鉄骨造
	2	ずい道出口	153	平成02年度	鉄筋コンクリート
	3	配水塔	14	平成17年度	軽量鉄骨造
	4	松輪配水池	36	平成18年度	鉄骨造
	5	上宮田送水ポンプ所	46	昭和35年度	木造
	6	高円坊水源地	85	昭和58年度	軽量鉄骨造
	7	引橋配水池	14	平成19年度	軽量鉄骨造
	8	津久井市界	24	平成10年度	鉄筋コンクリート
合計			1,078		

上水道事業会計では、配水池など8施設、1,078㎡を有しています。

② 下水道事業会計

会計区分	No	施設名称	延床面積 (㎡)	主要建物 建築年度	主要 建物構造
公共下水道事業 特別会計	1	金田中継センター	511	平成08年度	鉄筋コンクリート
	2	東部浄化センター	5,884	平成09年度	鉄筋コンクリート
合計			6,395		

下水道事業特別会計では、中継ポンプ場と終末処理場を有しています。

③ 病院事業会計

会計区分	No	施設名称	延床面積 (㎡)	主要建物 建築年度	主要 建物構造
病院事業会計	1	市立病院	9,350	平成16年度	鉄筋コンクリート
	2	看護師宿舎	161	平成03年度	軽量鉄骨造
合計			9,511		

病院事業会計では、市立病院と看護師宿舎を有しています。

④ 市場事業特別会計

会計区分	No	施設名称	延床面積 (㎡)	主要建物 建築年度	主要 建物構造
市場事業 特別会計	1	三崎水産物地方卸売市場	23,488	平成05年度	鉄骨鉄筋コンクリート
合計			23,488		

市場事業会計では、三崎水産物地方卸売市場を有しています。

(6) インフラの状況

市が管理するインフラ（道路、橋りょう、上水道、下水道、漁港）の各総量は、以下のとおりです。

① 道路

[分類別（実延長と道路面積）]

種別	実延長(m)	面積(m ²)
1級市道	18,128	157,396
2級市道	29,524	140,265
その他の市道	335,196	1,280,922
自転車歩行車道	—	—
合計	382,848	1,578,583

道路は舗装済みの実延長の合計が382,848m、総面積が1,578,583 m²です。

② 橋りょう

[長さ別橋りょう数]

橋りょう長さ	本数(本)
15m 未満	76
15m 以上	6
合計	82

[構造別橋りょう面積 (m²)]

種別	面積(m ²)
PC 橋	865
RC 橋	1,614
鋼橋	260
石橋・その他	—
合計	2,739

橋りょうは15m未満を76本、15m以上を6本有し、全部で2,739 m²となっています。構造別の面積で見るとPC橋が865 m²、RC橋が1,614 m²、鋼橋が260 m²あります。

③ 上水道

[用途別延長]

種別	延長(m)
導水管	492
送水管	26,942
配水管	186,778
合計	214,212

[管径別延長]

種別	管径別	延長(m)
導水管	300mm 未満	492
送水管	300mm 未満	3,593
	300～500 mm 未満	2,604
	500～1000 mm 未満	16,716
	1000～1500 mm 未満	4,029
配水管	50mm 以下	11,994
	51～75mm 以下	37,682
	76～100mm 以下	49,690
	101～125mm 以下	0
	126～150mm 以下	37,954
	151～200 mm 以下	27,703
	201～250 mm 以下	4,245
	251～300 mm 以下	4,171
	301～350 mm 以下	7,143
	351～400 mm 以下	581
	401～450 mm 以下	41
	451～500 mm 以下	3,033
	501～550 mm 以下	0
551～600 mm 以下	2,543	
合計		214,212

※本表は、m単位で集計し単位未満で四捨五入の端数処理をしていますので合計が合わない場合があります。

上水道は総延長 214,212m を有しています。用途別に見ると、導水管が 492m、送水管が 26,942m、配水管が 186,778m あります。管径別では、導水管 492m が 300mm 未満、送水管 26,942m が 1,500mm 未満、配水管 186,778m が 600mm 以下となっています。

④ 下水道

[管種別延長]

種別	延長(m)
コンクリート管	18,913
陶管	—
塩ビ管	37,160
更生管	—
その他	1,932
合計	58,005

[管径別延長]

管径別	延長(m)
250mm 以下	49,606
251～500mm 以下	3,344
501～1000mm 以下	5,055
合計	58,005

下水道は総延長 58,005m を有しています。管種別に見ると、コンクリート管が 18,913m、塩ビ管が 37,160m、その他が 1,932m あります。管径別では、250mm 以下が 49,606m、251～500mm 以下が 3,344m、501～1000mm 以下が 5,055m あります。

⑤ 漁港

施設(名称)	箇所数等	単位	延長等	単位
防波堤	5	漁港	1,266.3	m
防砂堤	1	漁港	105.5	m
防潮堤	1	漁港	350.6	m
護岸	5	漁港	2,165.2	m
突堤	2	漁港	110.6	m
陸閘	2	漁港	25	個
岸壁	3	漁港	400.1	m
物揚場	3	漁港	652.7	m
栈橋	1	漁港	20.5	m
船揚場	5	漁港	630.2	m
道路	4	漁港	1,836.4	m
航路	2	漁港	19,721.0	m ²
泊地	4	漁港	86,560.0	m ²
航路標識	5	漁港	15	個

漁港施設の保有状況は防波堤が 1,266.3m、護岸が 2,165.2m などとなっています。

3 人口動向

本市の人口は、平成7年に54,152人を記録して以降、減少が続き、平成22年時点では48,352人まで減少しています。

今後もこの傾向は継続することが考えられ、平成57年には28,851人まで減少すると推計されています。

特に生産年齢人口、年少人口の減少は著しく、両者とも、平成57年には平成22年に比べ50%～60%程度まで減少する見込みです。

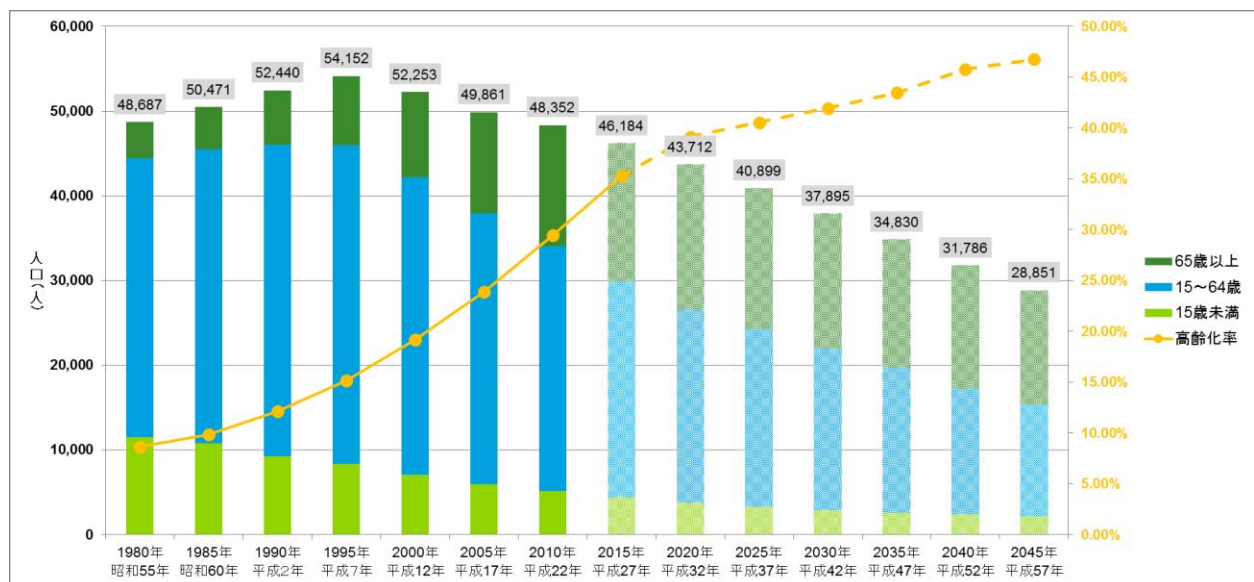
一方で、老年人口は、平成32年にピークを迎え、17,112人となる見込みですが、その後は平成52年にかけて減少傾向となり、平成22年と同程度の水準となる見込みです。

このように、年少人口、生産年齢人口の減少及び老年人口割合の増加により、急速な少子高齢化が見込まれます。

これらに伴う世代構成の変化により、公共施設へのニーズが変化することが予想されるため、変化に応じた施設規模の見直し、既存公共施設の活用や整備を通じ、市民ニーズに適切に対応する必要があります。

なお、2016年10月26日付けで公表された平成27年国勢調査結果によると、平成27年における本市の人口は45,289人となっており、「三浦市人口ビジョン」にて得られた推計結果である46,184人(図1-3参照)を下回っています。

図1-3 本市全体の人口推移と推計

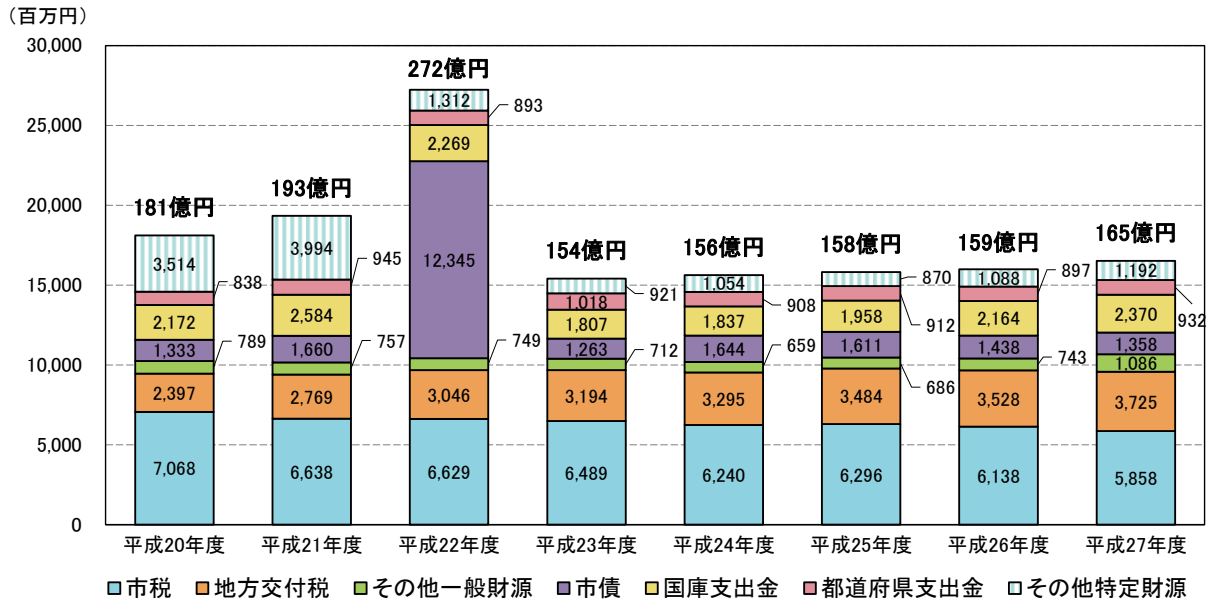


※1980年(昭和55年)から2010年(平成22年)までは国勢調査に基づく人口をもとに作成しております。
 ※2015年(平成27年)から2045年(平成57年)までは、「三浦市人口ビジョン」(平成27年10月)における、国立社会保障・人口問題研究所が公表した推計値に準拠した推計結果をもとに作成しております。

4 財政の現況

(1) 歳入

図 1-4 普通会計歳入の推移



【現時点の状況】

本市の平成27年度の普通会計の歳入は165億円です。

その内訳は、市税が58億円と最も多くおよそ35%を占め、次いで地方交付税が37億円で22%、国庫支出金の23億円となっています。

【8ヶ年の推移】

歳入全体の8ヶ年の推移をみると、平成22年度に第三セクター等改革推進債の借入を行った結果、272億円まで増加しましたが、その後は減少傾向にあり平成23年度には154億円に達し、平成24年度には再び増加に転じています。

〔一般財源〕

市税については、平成20年度には70億円でしたが減少傾向で推移し、平成27年度には58億円となっています。

地方交付税は、平成20年度の23億円から平成27年度に37億円まで増加傾向にあります。

その他一般財源は、地方譲与税や地方特例交付金などが含まれており、横ばいで推移していましたが平成27年度に大きく増加しています。

〔特定財源〕

市債は、平成22年度に第三セクター等改革推進債の借入により極端に増加し123億円となっています。

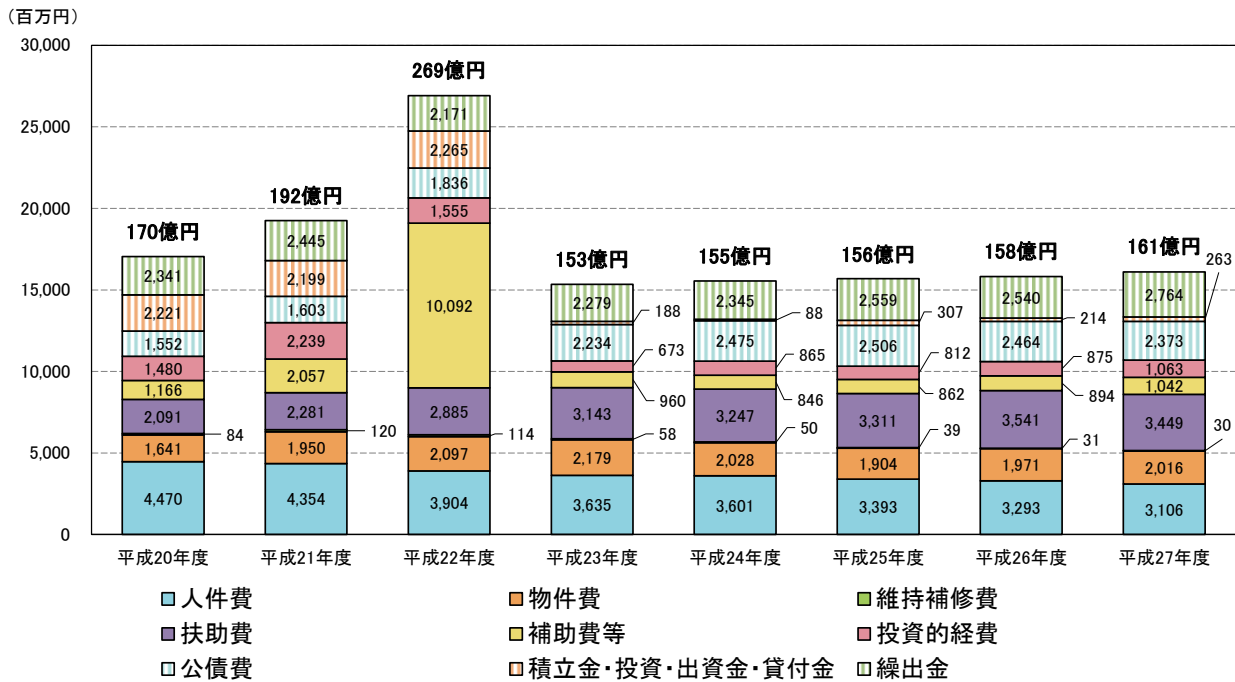
国庫支出金については、10億円台後半から20億円台前半で推移しています。

都道府県支出金については、9億円前後で推移しています。

その他特定財源には、繰入金や寄附金などが含まれており、平成21年度までは40億円近くありましたが、それ以降は10億円台で推移しています。

(2) 歳出

図 1-5 普通会計歳出の推移



【現時点の状況】

本市の平成27年度の普通会計歳出決算額は161億円です。その内訳は、扶助費が34億円で最も多く21%を占めており、次いで人件費が31億円、繰出金が27億円となっています。

【8ヶ年の推移】

歳出全体の8ヶ年の推移をみると、平成20年度には170億円でしたが、その後増加傾向で推移して、平成22年度には土地開発公社解散による清算のためピークを迎え269億円に達しています。

義務的経費⁷である人件費、扶助費⁸、公債費⁹のうち人件費は人員削減等の影響により減少しているものの、扶助費は国の施策や景気の動向による生活保護費の増大、平成22年度の子ども手当創設などの影響により年々増加傾向にあります。公債費も増加傾向にあります。

投資的経費は、平成21年度に22億円でしたが、平成23年度から平成26年度は10億円以下で推移しておりこの時期は施設の投資にあまりかけてこなかったといえます。

補助費等¹⁰は土地開発公社の清算に伴い、平成22年度に一時的に大幅に増加しています。

積立金・投資・出資金・貸付金は、平成22年度まで22億円前後である一方、平成23年度以降は1～3億円程度で推移しています。

繰出金については、ほぼ横ばいで推移しています。

⁷ 義務的経費とは、一般歳出のうち、支出することが制度的に義務付けられている経費で、人件費、扶助費及び公債費の3つからなる経費のことです。

⁸ 扶助費とは、社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障害者・生活困窮者などに対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費のことです。

⁹ 公債費とは、発行した地方債の元利償還費などに要する経費のことです。

¹⁰ 補助費等とは、一部事務組合や各種公共的団体などに対する支出、地方公営企業への一部の繰出金のことです。

5 更新費用の推計

(1) 更新費用推計の基本的な考え方

- ① 本市が保有する普通会計建物、公営事業会計建物、インフラ資産について、今後40年間の将来の更新費用を試算しました。
- ② 更新単価は、一般財団法人地域総合整備財団(ふるさと財団)¹¹が提供している、「公共施設等更新費用試算ソフト」で採用されている単価を用い試算しました。
- ③ あくまで推計値であるため、実際にかかる経費とは異なります。

(2) 更新費用推計の前提条件(普通会計建物)

- ① 建築から法定耐用年数の1/2の期間経過後に大規模改修、法定耐用年数経過後に建替えるとして推計を行います。
- ② 大規模改修の修繕期間は2年、建替え期間は3年とします。
- ③ 2015年度(平成27年度)時点で、既に更新の時期を迎えているものについては、試算時単年度では費用が集中することになるため、負担を分散軽減できるように、推計開始年度から法定耐用年数の20%相当の期間に均等に割り当てます。
- ④ 建物の大分類ごとに、法定耐用年数経過後に現在と同じ延床面積で更新すると仮定し、延床面積に下記の更新単価を乗じて試算します。

【普通会計建物の分類別更新単価表】

会計区分	分類区分	建替え単価	大規模改修単価
普通会計	市民文化系施設	40万円/㎡	25万円/㎡
	社会教育系施設	40万円/㎡	25万円/㎡
	スポーツ・レクリエーション系施設	36万円/㎡	20万円/㎡
	産業系施設	40万円/㎡	25万円/㎡
	学校教育系施設	33万円/㎡	17万円/㎡
	子育て支援施設	33万円/㎡	17万円/㎡
	保健・福祉施設	36万円/㎡	20万円/㎡
	医療施設	40万円/㎡	25万円/㎡
	行政系施設	40万円/㎡	25万円/㎡
	公営住宅	28万円/㎡	17万円/㎡
	公園	33万円/㎡	17万円/㎡
	供給処理施設	36万円/㎡	20万円/㎡
	その他	36万円/㎡	20万円/㎡

※建替えに伴う解体費、仮移転費用、設計料等については含むものと想定します。

¹¹ 一般財団法人地域総合整備財団[ふるさと財団]は、地方公共団体の公共施設マネジメントの導入について、様々な方法で支援している法人です。

【構造・用途別の耐用年数表】

	鉄骨鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄骨コンクリート	無筋コンクリート	コンクリートブロック	れんが造	プレストレストコンクリート	プレキャストコンクリート	土蔵造	鉄骨造	軽量鉄骨造	木造
庁舎	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
事務所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
倉庫・物置	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
自転車置場・置場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
書庫	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
車庫	38	38	31	34	34	34	38	38	15	31	25	17
食堂・調理室	41	41	31	38	38	38	41	41	19	31	25	20
陳列所・展示室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
校舎・園舎	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
講堂	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
給食室	41	41	31	38	38	38	41	41	19	31	25	20
体育館	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
集会所・会議室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
公民館	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
保健室・医務室・衛生室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
脱衣室・更衣室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
保育室・育児室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
案内所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
寮舎・宿舎	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
洗場・水飲場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
浴場・風呂場	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
便所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
教習所・養成所・研修所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
温室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
小屋・畜舎	38	38	31	34	34	34	38	38	15	31	25	17
火葬場	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
葬祭所・斎場	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
霊安室・死体安置室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
焼却場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
塵芥集積所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
処理場・加工場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
監視所・観察所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
滅菌室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
濾過室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
計量器室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
ポンプ室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
ボイラー室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
配電室・電気室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
住宅	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
住宅付属建物	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22

出典：「統一的な基準による地方公会計マニュアル」（総務省）より

(3) 更新費用推計の前提条件（公営事業会計建物）

- ① 建築から法定耐用年数の1/2の期間経過後に大規模改修、法定耐用年数経過後に建替えるとして推計を行います。
- ② 大規模改修の修繕期間は2年、建替え期間は3年とします。
- ③ 2015年度（平成27年度）時点で、既に更新の時期を迎えているものについては、試算時単年度では費用が集中することになるため、負担を分散軽減できるように、推計開始年度から法定耐用年数の20%相当の期間に均等に割り当てます。
- ④ 建物の分類ごとに、耐用年数経過後に現在と同じ延床面積で更新すると仮定し、延床面積に下記の更新単価を乗じて試算します。
- ⑤ プラント一体型の上水道施設及び下水道施設は、インフラ資産として試算しますので、公営事業会計建物の更新費用には含みません。

【公営事業会計建物の会計別更新単価表】

会計区分	分類区分	建替え単価	大規模改修単価
病院会計	病院施設(病院会計)	40万円/㎡	25万円/㎡
その他会計	その他	36万円/㎡	20万円/㎡

(4) 更新費用推計の前提条件（インフラ資産）

[道路]

- ① 道路の耐用年数については、平成17年度国土交通白書によると、道路改良部分は60年、舗装部分は10年となっていますが、更新費用の試算においては、舗装の打換えについて算定することがより現実的と考えられることから、舗装の耐用年数の10年と舗装の一般的な供用寿命の12～20年のそれぞれの年数を踏まえ15年とします。
- ② 道路については、路線ごとに一度に整備するものではなく、区間ごとに整備して行くため、路線更新状況を年度別に把握して行くのは困難です。その為、分類ごとの整備面積を更新年数で割った面積を1年間の舗装部分の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。

【道路の分類別更新単価表】

分類区分	更新年数	更新単価
1級市道・2級市道・その他の市道	15年	4,700円/㎡

※道路の更新費用推計は老朽化の状況（年度別更新費用）を反映した推計とはなっておりません。

[橋りょう]

- ① 更新年数は整備した年度から法定耐用年数の60年を経た年度に更新すると仮定します。
- ② 2015年度（平成27年度）時点で更新年数を既に経過し、更新時期を迎えているものについては、試算時単年度では費用が集中することになるため、負担を分散軽減できるように、推計開始年度から5年間に均等に割り当てます。
- ③ 橋りょうは、更新年数経過後に現在と同じ延べ面積等で更新すると仮定し、構造別年度別面積に対し、それぞれの更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。

【橋りょうの構造別更新単価表】

構造区分	更新年数	更新単価
PC橋・RC橋	60年	425千円/m ²
鋼橋	60年	500千円/m ²

[上水道]

- ① 更新年数は整備した年度から法定耐用年数の40年を経た年度に更新すると仮定します。
- ② 2015年度（平成27年度）時点で更新年数を既に経過し、更新時期を迎えているものについては、試算時単年度では費用が集中することになるため、負担を分散軽減できるように、推計開始年度から5年間に均等に割り当てます。
- ③ 上水道は、更新年数経過後に現在と同じ延長で更新すると仮定し、管径別年度別延長に、それぞれの更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。
- ④ プラント一体型の上水道施設については、建築から30年経過後に大規模改修、60年経過後に建替えるとして推計を行います。

【上水道の管径別更新単価表】

管径区分	更新年数	更新単価
導水管 300mm未満	40年	100千円/m
送水管 300mm未満	40年	100千円/m
〃 300～500mm未満	40年	114千円/m
〃 500～1000mm未満	40年	161千円/m
〃 1000～1500mm未満	40年	345千円/m
配水管 150mm以下	40年	97千円/m
〃 151～200mm以下	40年	100千円/m
〃 201～250mm以下	40年	103千円/m
〃 251～300mm以下	40年	106千円/m

管径区分	更新年数	更新単価
配水管 301～350 mm以下	40 年	111 千円/m
〃 351～400 mm以下	40 年	116 千円/m
〃 401～450 mm以下	40 年	121 千円/m
〃 451～500 mm以下	40 年	128 千円/m
〃 501～550 mm以下	40 年	128 千円/m
〃 551～600 mm以下	40 年	142 千円/m

[下水道]

- ① 更新年数は、整備した年度から標準耐用年数の 50 年を経た年度に更新すると仮定します。
- ② 2015 年度（平成 27 年度）時点で更新年数を既に経過し、更新時期を迎えているものについては、試算時単年度では費用が集中することになるため、負担を分散軽減できるように、推計開始年度から 5 年間に均等に割り当てます。
- ③ 下水道は、更新年数経過後に現在と同じ延長で更新すると仮定し、管径別年度別延長に、それぞれの更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。
- ④ プラント一体型の下水道施設については、建築から 30 年経過後に大規模改修、60 年経過後に建替えるとして推計を行います。

【下水道の管径別更新単価表】

管径区分	更新年数	更新単価
管径～250mm 以下	50 年	61 千円/m
管径 251～500mm 以下	50 年	116 千円/m
管径 501～1000mm 以下	50 年	295 千円/m

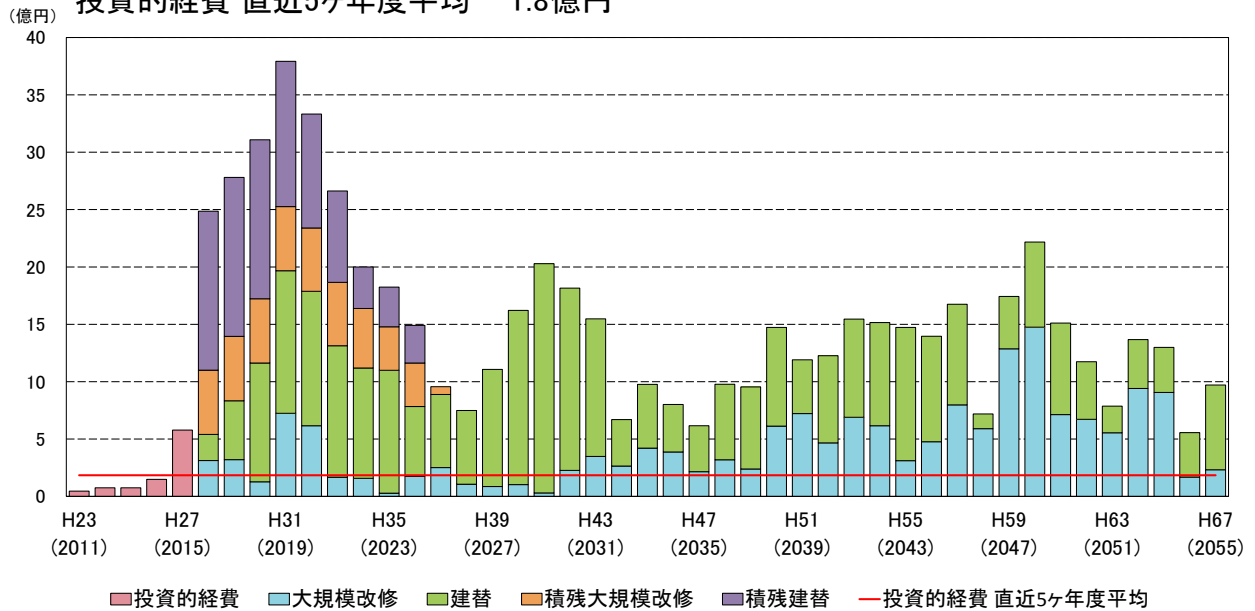
(5) 図表内用語の説明

過去年度実績に関する用語	
投資的経費 直近5ヶ年度平均	過去年度にかけてきた、既存更新分と新規整備分の投資的経費の5ヶ年度平均実績額
推計以降に関する用語	
大規模改修	建築物の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根、階段)の一種以上について行う過半の修繕、模様替えのこと
積み残し(積残)	試算開始時点で、既に建物の更新時期(大規模改修・建替え時期)を過ぎているが、更新されずに残されている建物 【積み残し建替え】建替えの更新年度が試算開始以前である場合 【積み残し大規模改修】大規模改修の更新年度が試算開始以前である場合(ただし、およそ耐用年数の80%に相当する期間を経過している建物については、大規模改修は実施せずに建替えするものとし、大規模改修についての費用計上は行わない。)
年更新費用試算額	試算開始年度から40年の間にかかる試算された更新費用総額の年平均額

(6) 公共施設の将来の更新費用

図 1-6 公共施設の更新費用試算(普通会計建物)

更新対象ストック	10.1万㎡		
年更新費用試算額	15.5億円	試算期間の更新費用総額	621.2億円
投資的経費 直近5ヶ年度平均	1.8億円		

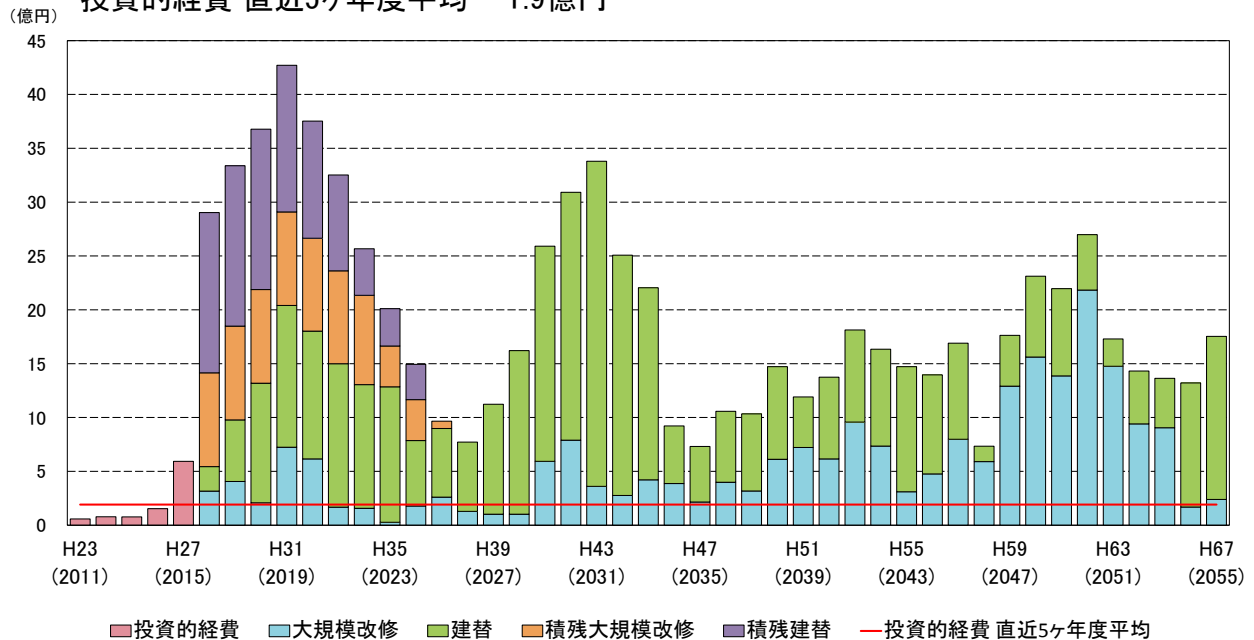


現在本市が保有する普通会計建物を、耐用年数経過後に元三崎高校など既に更新を見込まない施設を除いた規模(10.1万㎡)で更新したと仮定した場合、今後40年間の更新費用の総額は621.2億円で、試算期間における平均費用は年間15.5億円となります。

過去5年間(平成23年度~平成27年度)の普通会計建物にかけてきた新規整備や既存施設の更新等の投資的経費は年平均1.8億円です。

図 1-7 公共施設の更新費用試算(普通会計建物+公営事業会計建物)

更新対象ストック 13.4万㎡
 年更新費用試算額 19.6億円 試算期間の更新費用総額 786.1億円
 投資的経費 直近5ヶ年度平均 1.9億円



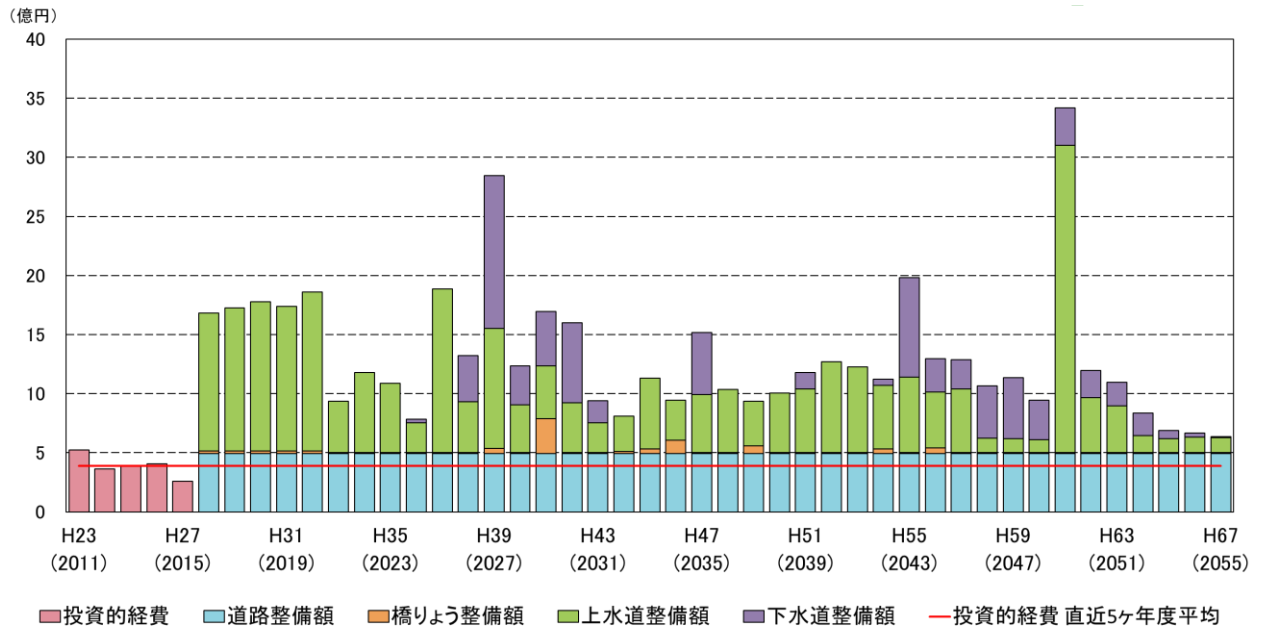
前述した普通会計建物の更新費用試算に、公営事業会計（病院会計、その他会計）の建物を合算した規模（13.4万㎡）で更新費用を試算した場合、今後40年間の更新費用の総額は786.1億円で、試算期間における平均費用は年間19.6億円となります。

過去5年間（平成23年度～平成27年度）の公共施設にかけてきた新規整備や既存施設の更新等の投資的経費は年平均1.9億円です。

(7) インフラの将来の更新等費用

図 1-8 インフラ資産の更新費用試算

年更新費用試算額 13.1億円 試算期間の更新費用総額 527.1億円
 投資的経費 直近5ヶ年度平均 3.8億円



道路、橋りょう、上水道、下水道などのインフラについても、建物と同様、耐用年数が来れば更新していかなければなりません。

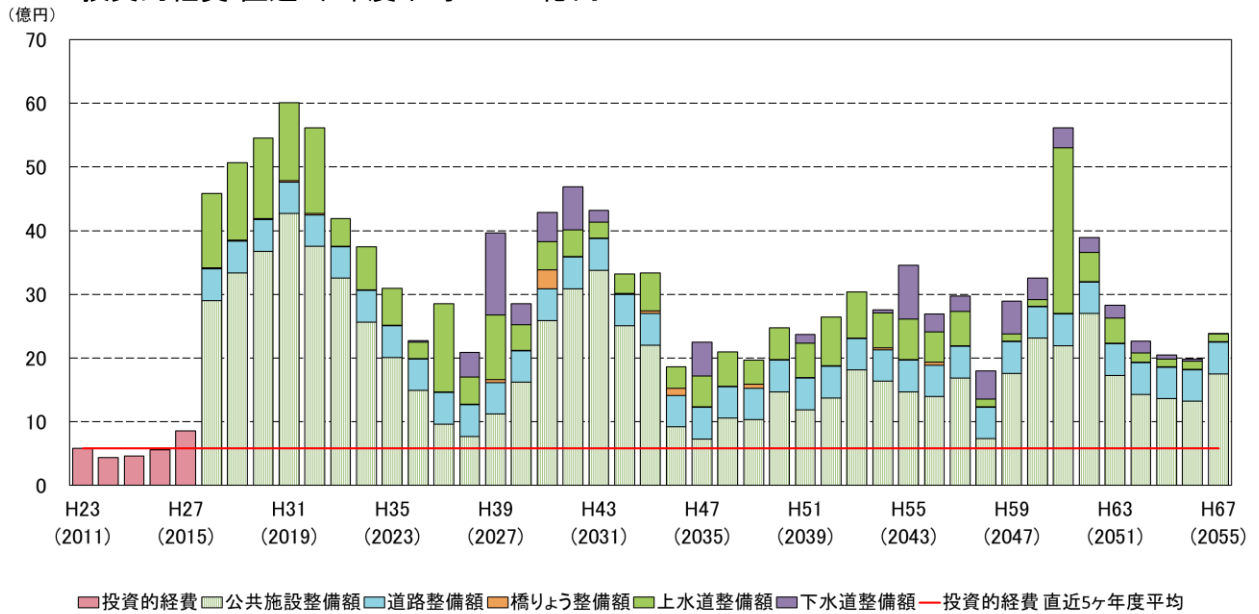
耐用年数経過後に、現在と同じ面積、延長などで更新したと仮定して試算した結果、今後40年間の更新等費用の総額は527.1億円で、試算期間における平均費用は年間13.1億円となります。

過去5年間（平成23年度～平成27年度）における新規整備や既存の更新等の投資的経費は、年平均約3.8億円です。

(8) 公共施設等の将来の更新等費用

図 1-9 公共施設等の更新費用試算

年更新費用試算額 32.8億円 試算期間の更新費用総額 1,313.3億円
 投資的経費 直近5ヶ年度平均 5.7億円



現在本市が保有する公共施設とインフラの更新等費用を加えた公共施設等の今後 40 年間の更新等費用の総額は 1,313.3 億円で、試算期間における平均費用は年間 32.8 億円となります。

過去 5 年間（平成 23 年度～平成 27 年度）の公共施設等にかけてきた新規整備や既存施設の更新等の投資的経費は、年平均 5.7 億円です。

6 歳入・歳出全体ベースでの財政シミュレーション

公共施設等総合管理計画の策定にあたり、普通会計施設に加え、インフラ（道路・橋りょう）も含めた将来の歳入・歳出に関する財政シミュレーションを行いました。

なお、この財政シミュレーションは、公共施設等総合管理計画の策定に当たって、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めるために一定の前提条件を置いた上で実施したものであり、将来の市政運営をこのシミュレーションに従って行っていくことを示すものではありません。

また、公営企業については、基本的な考え方として料金収入（使用料収入）で更新費用を賄うものであり、かつ、普通会計からの繰出金としてシミュレーションに反映されることから、シミュレーションの対象に含めていません。

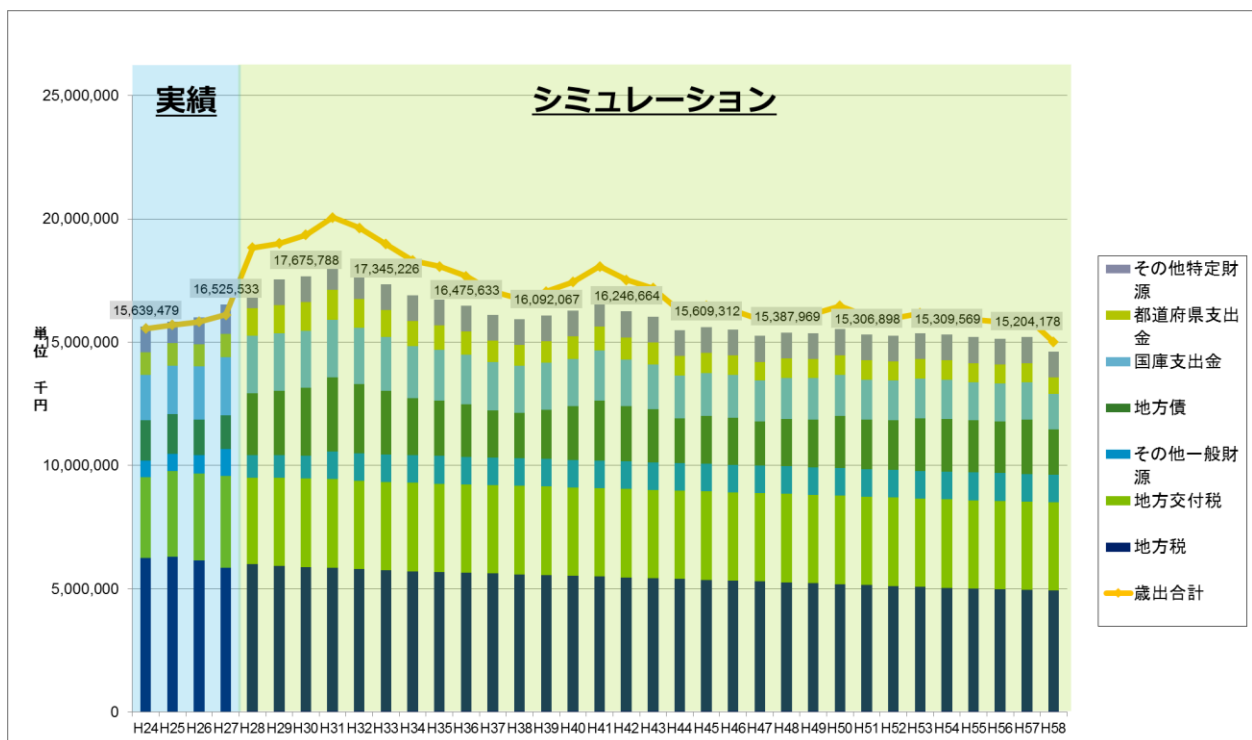
【歳入の主な前提条件】

- ・平成 24 年度から平成 27 年度の決算額を基礎とする
- ・個人市民税は生産年齢人口の減少に伴い減少させる
- ・地方消費税交付金は消費税改正の影響を見込む
- ・国庫支出金・県支出金は歳出のシミュレーションにおける投資と連動させる

【歳出の主な前提条件】

- ・平成 24 年度から平成 27 年度の決算額を基礎とする
- ・扶助費は対応する年代別にそれぞれの年代の人口増減に対応して増減を見込む
- ・公債費は歳入のシミュレーションで増加した市債についても反映させる
- ・公共施設等投資の前提は、現段階で維持・更新を行わないことが明白であるものを除き、原則すべての公共施設等を維持・更新すると仮定してシミュレーションを行う

図 1-10 歳入内訳推移

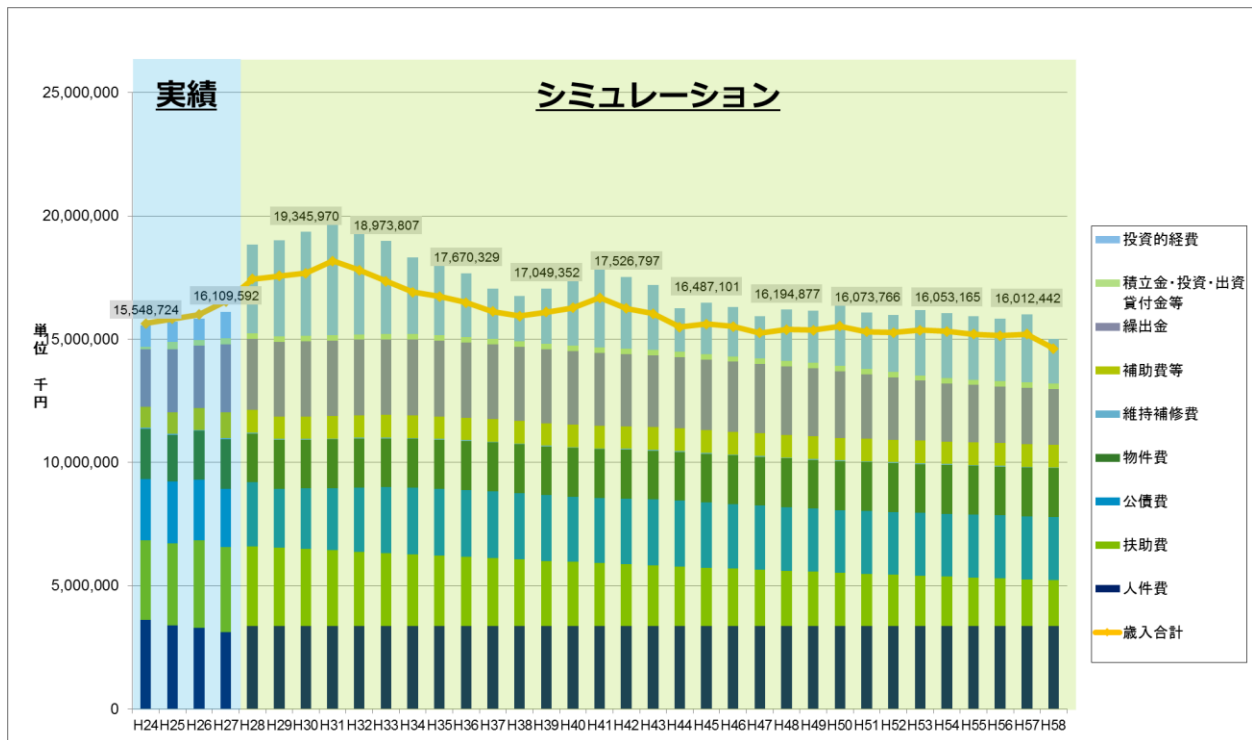


歳入は、平成 24 年度から平成 27 年度の実績額について、地方交付税の増加等により、全体として増加傾向にあります。

また、更新費用試算結果より、平成 28 年度から平成 31 年度にかけて投資的経費の増加が見込まれていることに伴い、地方債発行に係る歳入が増加するというシミュレーション結果となっています。

しかし、その後は人口減少による地方税減少の影響等により、歳入全体として減少していくことが見込まれます。

図 1-11 歳出内訳推移



平成 24 年度から平成 27 年度の実績額では、歳入額が歳出額を上回っています。

しかし、現状で更新可能性のある全ての公共施設及びインフラを更新する場合、平成 28 年度以降は歳出額が歳入額を上回るシミュレーション結果となっており、財政的に厳しい状況になると想定されることが分かります。

※このシミュレーションは、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めるために実施するものであり、本市の財政運営をこのシミュレーションどおりに行っていくことを示すものではありません。
 ※歳入歳出のシミュレーションにあたっては、5年毎の平均値を示すこととしています。

第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 現状や課題に関する基本認識

(1) 少子高齢化の進行及び人口減少によるニーズの変化

本市は、平成7年の54,152人をピークに人口が減少傾向となり、平成57年の人口は28,851人まで減少することが見込まれます。これと同時に少子高齢化が進行します。

このような状況による世代構成の変化により、学校教育系施設等では余剰が発生し、高齢者を対象とした保健・福祉施設の需要が高まるなど、公共施設へのニーズが変化することが予想されます。

また、地域によって人口の増減や年齢構成等の推移も異なることが見込まれます。

このような状況変化を踏まえ、施設規模の見直し、既存公共施設の多目的での活用も視野に入れ、公共施設に係る市民ニーズに対応する必要があります。

(2) 普通会計施設の老朽化

本市の普通会計施設の整備状況を建築年度別に延床面積で見ると、昭和40年度から昭和55年度にかけて整備が集中しています。

旧耐震基準が適用されていた時期である昭和55年度以前に整備された普通会計施設は58.0%にのぼり、安心・安全の観点から課題がある公共施設や老朽化が深刻な状況にある公共施設が多くあることが分かります。

昭和55年度以前に整備された施設を大分類別に延床面積で見ると、学校教育系施設やその他が多くを占めます。

こうした老朽化施設については、今後の人口動向、世代構成の変化を考慮し、その必要性を精査したうえで、今後のあり方を検討していく必要があります。

(3) 公共施設等の更新需要の増大

過去5年間（平成23年度～平成27年度）に公共施設等の更新にかけてきた金額は、年平均5.7億円となっています。

現在本市が保有する公共施設等の今後40年間の更新費用の試算総額は1,313.3億円で、試算期間における一年あたりの平均費用は32.8億円となり、既存の公共施設等を更新するには多大な歳出増加となります。

(4) 公共施設等にかけられる財源

今後、生産年齢人口の減少等に伴って市税収入の減少が見込まれ、扶助費等の歳出は増加することが見込まれます。

また、整備された公共施設等の機能を適切に保つためには、維持管理や運営に係る経常的な費用も毎年度必要となり、大規模修繕なども必要となります。

このように、公共施設等の整備更新や維持管理に支出できる財源には限界があることを前提に、公共施設等のあり方を検討していく必要があります。

2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 基本方針

① まちづくりと連動した公共施設管理の推進

総合計画や各種計画と連携しながら、持続可能なまちづくりを検討します。

今後も住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域や施設の特性を考慮した公共施設等の更新、維持管理及び利活用を推進します。

② 施設保有量の最適化

全庁的な視点を持って、今後の財政状況や人口構造などに見合った適切な施設保有量の検討を行います。

類似・重複した施設の集約化又は複合化を進め、利用状況が低く、かつ老朽化した施設から縮減するなどして、施設保有量の最適化を図ります。

また、必要とされる施設については、計画的に更新します。

③ 計画保全（予防保全）による長寿命化

都市インフラ（道路、橋りょう、上水道等）をはじめとした、今後も継続して使用する公共施設等については、これまで不都合が生じてから修繕を行う「事後保全」の維持管理だけでなく、長期的な視点で計画的な修繕を行う「予防保全」の考え方を取り入れ、定期的な点検や診断結果に基づく計画的な保全を実施し、公共施設等の長寿命化を推進します。

④ 市民ニーズに対応した施設の活用

社会情勢や人口構造の変化による市民ニーズの多様化、ユニバーサルデザイン化の推進、環境に配慮した取組など、時代の要請に対応するため、施設機能の必要性や今後のあり方について分析・検討し、地域のニーズや利用状況等を考慮した公共施設等の有効活用を行います。

⑤ 民間活力を生かした取組の推進

民間企業などが有しているノウハウを積極的に活用して、サービス水準を維持しながら、計画的・効率的な維持管理に努め、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

(2) 実施方針

① 点検・診断等の実施方針

- ・現状行っている定期点検を適切に行っていきます。
- ・施設間における保全の優先度の判断を行うにあたっては、劣化診断等を実施するなどにより、経年による劣化状況、外的負荷（気候天候、使用特性等）による性能低下状況及び管理状況を把握し、予防保全的な観点からの検討を行います。
- ・日常点検を市民に担っていただくなど、市民との協働による点検診断等の実施を目指します。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・施設の重要度や劣化状況に応じて長期的な視点で優先度をつけて計画的に改修・更新します。
- ・地域公共施設の譲渡や地域団体への指定管理委託を進めるなど、市民主体の維持管理を進めていきます。
- ・維持管理を行っていくための財源を捻出するため、受益者負担の見直しも検討します。

- ・維持管理や修繕に関する情報を蓄積していくことで、維持管理上の課題を適時に把握するとともに、今後の修繕に関する計画を立てるのに役立てます。
- ・管理運営にあたっては、PPP¹²/PFI¹³の積極的な活用を推進します。
- ・市民ニーズの変化に柔軟に対応していくことを可能とするため、用途変更をしやすい施設設計を行うなどの工夫をしていきます。
- ・新しい技術や考え方を積極的に取り入れ、維持管理・修繕・更新等を合理的に進めていきます。

③ 安全確保の実施方針

- ・点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等について、ソフト・ハードの両面から安全を確保します。
- ・安全の確保にあたっては、多数の市民の利用がある施設であるかどうかなどの視点から、対応の優先度を検討します。
- ・今後維持していくことが難しい施設については、市民の安全確保の観点から、早期での供用廃止といった措置を適切にとっていきます。

④ 耐震化の実施方針

- ・耐震化が完了していないものもありますので、耐震化の検討を進めていきます。
- ・災害拠点としての位置づけや、多数の市民の利用の有無などの視点から、耐震化の優先順位を検討します。
- ・検討にあたっては、本市の既存計画である三浦市耐震改修促進計画や三浦市市有建築物耐震化基本方針と整合を図っていきます。

⑤ 長寿命化の実施方針

- ・市民とともに、大切に公共施設を取り扱っていくことで、少しでも長く公共施設を利活用できるよう進めます。
- ・公共施設の耐用年数到来年度（公共施設の更新の対応時期）を把握し、他施設と複合化することが可能な施設については、必要な長寿命化を実施します。
- ・インフラについては、ライフサイクルコストの最小化を意識して、必要な長寿命化を行います。

⑥ 統合や廃止の推進方針

- ・公共施設等の総量縮減だけで財政的な対応をすることはできませんが、できる限り公共施設等の縮減を進めていく必要があるといえます。
- ・公共施設等の縮減にあたっては、利用状況が低く、かつ老朽化した施設から、類似・重複した施設の集約化又は複合化などを検討し、既存施設の更新（建替え）にあたっても同様に検討し、統合や廃止を進めます。
- ・公共施設等の見直しにあたって、総量縮減は財源確保の一つの手段であると捉え、単純な面積縮減とすることなく、既存の公共施設等の状態に囚われない、行政サービスとして必要な水準や機能などを意識して検討を行っていきます。

¹² Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの

¹³ Public Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう

- 当該サービスが、公共施設等を維持しなければ提供不可能なものであるか、民間に代替できないかなど、公共施設等とサービスの関係について十分に留意していきます。
 - 公共施設等の多機能集約化（1つの施設に複数の機能を盛り込み、スペース効率の改善と機能間の連携性を高める取組み）を進めていきます。
 - 近隣市町村との広域連携を一層進めていき、広域の観点から必要な公共施設等の保有量を検討していきます。
 - インフラについても、必要性を十分に精査し、将来コストを見据えた保有量にしていきます。
- ⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針
- 公共施設等総合管理計画の進捗管理を行うための担当組織を明確にし、公共施設等に関する取組みを確実に進行します。
 - 建築物の計画設計、維持補修に関する設計監理などについて、全庁一元化した組織を設けて対応することにより、最適な意思決定を行える体制とします。
 - 職員一人ひとりが、経営的視点を持って、全体の最適化を意識した公共施設マネジメントの視点を持つため、研修会等を実施していきます。

3 計画期間における公共施設等の管理に関する取組方針

(1) 基本的な考え方

- ① 新たな行政需要が生まれた場合であっても、原則として既存施設の有効活用を図ることを検討します。
- ② 既存施設の更新（建替え）にあたっては、行政サービスの必要水準（質）及び総量に着目し、既存施設を活用した複合施設を検討します。
- ③ 公共施設マネジメントを一元管理する部署を設け、全庁的な観点から合理的な意思決定を行います。
- ④ 民間活力を活かした行政サービスの展開や収入増に向けた様々な取組を検討します。
- ⑤ 本方針を基に、個別具体的な実施計画となる個別施設計画を策定します。

(2) 総量縮減に向けた数値目標

将来の人口推計及び県内自治体比較から、計画期間終了時の普通会計施設保有総量で7万㎡を目標に縮減します。

【縮減目標の算出方法】

- a 普通会計施設保有総量 119,107 ㎡
 - b 2045年三浦市人口 28,851 人
 - c 2015年三浦市人口 45,289 人
 - d 三浦市人口あたりの総延床面積推奨値 124,527 ㎡
 - e 三浦市の建物（行政財産）総延床面積 134,286 ㎡
- ※ 2045年普通会計保有総量（縮減目標）
 $a \times (b/c) \times (d/e) = 70,362 \text{ ㎡} \neq 7 \text{ 万㎡}$

第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

【普通会計の施設】

1 集会施設

(1) 施設一覧

小分類	地域	No	施設名称	運営主体	複合施設	延床面積 (㎡)	老朽化度 (%)	主要建物建築年度	主要建物構造	主要建物耐用年数到来年度
公民館	南下浦	1	南下浦市民センター	直営	●	1,003	74.0	昭和 53年度	鉄筋コンクリート	平成 40年度
	初声	2	初声市民センター	直営	●	980	68.0	昭和 56年度	鉄筋コンクリート	平成 43年度
						小計	1,983			
						合計	1,983			

(2) 現状や課題に関する基本認識

[公民館]

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 20 条の目的を達成するため、南下浦市民センターと初声市民センターを、それぞれ南下浦地域と初声地域に設置しており、市民活動の拠点として、地域住民の様々な活動に、平成 27 年度においては延べ 136,687 人の方に利用されています。

両センターともに昭和 50 年代に整備されたことから、老朽化が徐々に進んでいます。

(3) 管理に関する基本的な考え方

[公民館]

公民館については、各地域における市民活動の拠点として位置づけられることから、利用者数や地域の実情などを考慮して、適正な規模を検討します。

なお、南下浦市民センターは、現機能を備えた子育て世代のための賃貸住宅との複合施設化を考えており、その整備に当たっては PFI 手法を活用することを検討していきます。

老朽化に伴う初声市民センターの建替更新などの検討にあたっては、他施設との集約化や他機能との複合化などを検討し、既存スペースを有効活用していきます。

2 文化施設

(1) 施設一覧

小分類	地域	No	施設名称	運営 主体	複合 施設	延床 面積 (㎡)	老朽 化度 (%)	主要建物 建築年度	主要 建物構造	主要建物 耐用年数 到来年度
文化会館	三崎	1	三浦市民ホール	指定管理者		1,183	29.8	平成 13年度	鉄骨鉄筋コンクリート	平成 60年度
						小計	1,183			
						合計	1,183			

(2) 現状や課題に関する基本認識

[文化会館]

市民のコミュニティの形成並びに芸術、文化等の振興及び向上を図るための施設として、三浦市民ホールを三崎地域に設置しており、地域住民の身近な文化活動や、イベント開催などの拠点施設として、平成 27 年度においては延べ 15,765 人の方に利用されています。

平成 13 年度に整備された新しい施設であり、指定管理者制度を導入して運営の効率化を図っておりますが、他の施設と比べて、コストが高くなることが想定されます。

(3) 管理に関する基本的な考え方

[文化会館]

文化会館については、利用状況などを考慮して今後の更新整備を検討していきます。

また、引き続き、指定管理者制度などの民間活力を活用して、最小のコストで必要なサービスが提供できるように努めます。

3 図書館

(1) 施設一覧

小分類	地域	No	施設名称	運営主体	複合施設	延床面積 (㎡)	老朽化度 (%)	主要建物建築年度	主要建物構造	主要建物耐用年数到来年度
図書館	三崎	1	図書館	直営	●	212	93.6	昭和 46年度	鉄筋コンクリート	平成 30年度
	南下浦	2	図書館南下浦分館	直営	●	109	74.0	昭和 53年度	鉄筋コンクリート	平成 40年度
	初声	3	図書館初声分館	直営	●	121	68.0	昭和 56年度	鉄筋コンクリート	平成 43年度
						小計	443			
						合計	443			

(2) 現状や課題に関する基本認識

[図書館]

三浦市図書館は本館が三浦市役所第2分館内に、南下浦分館と初声分館が南下浦市民センターと初声市民センター内にそれぞれ設置されており、平成 27 年度においては延べ 47,915 人の方に利用されています。

図書館が設置されている施設は、ともに老朽化が進んでいることから、今後の施設のあり方については、設置されている施設と一体で検討することが必要です。

また、将来的には現在 3 館ある図書館を集約し、県立三崎高等学校跡地に計画されている「(仮称)市民交流拠点」を構成する施設として整備することを予定しています。

(3) 管理に関する基本的な考え方

[図書館]

図書館の業務については、トータルコストの縮減を目指した効率的な管理運営に努めます。

なお、図書館南下浦分館が設置されている南下浦市民センターについては、現行の機能に加え、子育て世代向け賃貸住宅との複合施設化が検討されており、その整備にあたっては PFI 手法を活用することを検討していきます。

4 その他社会教育系施設

(1) 施設一覧

小分類	地域	No	施設名称	運営主体	複合施設	延床面積 (㎡)	老朽化度 (%)	主要建物建築年度	主要建物構造	主要建物耐用年数到来年度
その他社会教育系施設	三崎	1	白秋記念館	直営		141	110.0	昭和 35年度	鉄筋コンクリート	平成 22年度
		2	旧城ヶ島分校海の資料館	直営		394	392.4	大正 13年度	木造	昭和 23年度
	初声	3	文化財収蔵庫	直営		618	285.0	昭和 28年度	木造	昭和 43年度
						小計	1,153			
						合計	1,153			

(2) 現状や課題に関する基本認識

[その他社会系教育施設]

北原白秋に関する文芸資料等を収集し、整理保存し、及び展示して、市民の文化の振興と向上に資するため、白秋記念館を三崎地域に設置しており、平成 27 年度においては延べ 13,012 の方に利用されています。

白秋記念館は、老朽化が進んでおり、白秋の功績の伝承方法にかかる新たな手だてを検討する必要があります。

また、神奈川県指定有形民俗文化財（城ヶ島漁撈用具コレクション）その他海に関する資料等の保管と活用を図り、もって市民の文化の振興と向上に資するため、旧城ヶ島分校海の資料館を三崎地域に設置しており、平成 27 年度においては延べ 493 の方に利用されています。

また、消失する農具や漁具・民具、土器や石器などを郷土資料として収蔵・保存するため、文化財収蔵庫を初声地域に設置しており、平成 27 年度においては延べ 112 の方に利用されています。

旧城ヶ島分校海の資料館及び文化財収蔵庫は、老朽化が著しく進行しており、速やかに今後のあり方を検討する必要があります。

(3) 管理に関する基本的な考え方

[その他社会系教育施設]

施設の建替更新などの検討にあたっては、他施設との複合化など、今後の施設のあり方を検討していきます。

日々の管理については、老朽化が進んでいることを踏まえて、点検・診断等を確実にを行い、トータルコストの縮減や安全確保に努めます。

点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映して充実を図るとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かします。

5 スポーツ施設

(1) 施設一覧

小分類	地域	No	施設名称	運営主体	複合施設	延床面積 (㎡)	老朽化度 (%)	主要建物建築年度	主要建物構造	主要建物耐用年数到来年度
体育館	初声	1	三浦市総合体育館	指定管理者		6,064	40.6	平成 08年度	鉄筋コンクリート	平成 55年度
小計						6,064				
プール	三崎	1	三浦市水泳プール	直営		143	191.9	昭和 37年度	木造	昭和 61年度
小計						143				
合計						6,207				

(2) 現状や課題に関する基本認識

[体育館]

市民の体育、スポーツ及びレクリエーション並びに文化の普及振興を図り、健康で文化的な市民生活の向上に寄与するための施設として、三浦市総合体育館を初声地域に設置しており、平成 27 年度においては延べ 139,405 人の方に利用されています。

三浦市総合体育館は、平成 8 年度に整備された施設であり、指定管理者制度を導入して運営の効率化を図っておりますが、他の施設と比べて、コストが高くなることが想定されます。

[プール]

市民にスポーツ及びレクリエーションの場を提供するとともに健康の維持増進を図るための施設として、三浦市水泳プールを三崎地域に設置しています。

三浦市水泳プールは、老朽化が著しく利用を休止しておりますが、専門性の高さから、本市のスポーツ政策も踏まえて今後のあり方を検討する必要があります。

(3) 管理に関する基本的な考え方

[体育館]

体育館については、利用状況などを考慮して今後の更新整備を検討していきます。

また、引き続き、指定管理者制度などの民間活力を活用して、最小のコストで必要なサービスが提供できるように努めます。

[プール]

三浦市水泳プールについては、現在休止していますが、学校プールを代替とさせていただいており、今後も引き続きあり方を検討していきます。

維持管理については、老朽化が進んでいることを踏まえて、今後も安全確保に努めます。

6 レクリエーション施設・観光施設

(1) 施設一覧

小分類	地域	No	施設名称	運営主体	複合施設	延床面積 (㎡)	老朽化度 (%)	主要建物建築年度	主要建物構造	主要建物耐用年数到来年度
観光インフォメーションセンター	南下浦	1	観光インフォメーションセンター	管理委託		231	116.7	昭和 62年度	木造	平成 23年度
小計						231				
駐車場	三崎	1	油壺駐車場	指定管理者		57	350.6	昭和 27年度	木造	昭和 42年度
小計						57				
合計						288				

(2) 現状や課題に関する基本認識

[観光インフォメーションセンター]

市内に訪れる観光客の案内、観光情報発信を行う施設として、観光インフォメーションセンターを南下浦地域に設置しており、平成 27 年度においては延べ 1,444 人の方に利用されています。

観光インフォメーションセンターは、管理委託を行い、運営の効率化を図っておりますが、老朽化が進行していることから、駅至近への設置を望む意見も多く寄せられており、今後のあり方を検討する必要があります。

[駐車場]

自動車等を利用する観光客及び地域住民の利便を図り、地域経済の振興に資するため、油壺駐車場を三崎地域に設置しています。

油壺駐車場は、指定管理者制度を導入して運営の効率化を図っておりますが、管理事務所建物の老朽化が著しく進行しているとともに路線バスが通行する路面の劣化も進行しており、計画的な補修工事を実施する必要があります。

(3) 管理に関する基本的な考え方

[観光インフォメーションセンター]

観光インフォメーションセンターについては、三浦海岸駅付近への施設移転について民間鉄道事業者及び(一社)三浦市観光協会とともに検討を進めます。

日々の管理については、老朽化が進んでいることを踏まえて、点検等を確実にを行い、トータルコストの縮減や安全確保に努めます。

[駐車場]

駐車場については、利用状況などを考慮しながら計画的な更新整備を実施していきます。

また、引き続き指定管理者制度などの民間活力を活用して、最小のコストで必要なサービスが提供できるように努めます。

7 産業系施設

(1) 施設一覧

小分類	地域	No	施設名称	運営主体	複合施設	延床面積 (㎡)	老朽化度 (%)	主要建物建築年度	主要建物構造	主要建物耐用年数到来年度
労働会館・勤労会館	三崎	1	勤労市民センター	指定管理者		977	66.0	昭和 59年度	鉄筋コンクリート	平成 43年度
小計						977				
海業センター	三崎	1	新港海業センター	指定管理者		243	71.4	平成 04年度	鉄骨造	平成 38年度
小計						243				
合計						1,220				

(2) 現状や課題に関する基本認識

[労働会館・勤労会館]

勤労市民の福祉の増進と文化の向上を図るとともに、地域社会の発展に寄与するための施設として、勤労市民センターを三崎地域に設置しており、平成 27 年度においては延べ 13,101 人の方に利用されています。

勤労市民センターは、指定管理者制度を導入して運営の効率化を図っておりますが、今後のあり方については、施設の廃止を前提として検討しています。

[海業センター]

海業の普及と事業展開を促進し、もって地域の経済活性化と社会発展に寄与するための施設として、新港海業センターを三崎地域に設置しており、平成 27 年度においては延べ 181,902 人の方に利用されています。

新港海業センターは、指定管理者制度を導入して運営の効率化を図っておりますが、老朽化が進行しており、今後のあり方を検討する必要があります。

(3) 管理に関する基本的な考え方

[労働会館・勤労会館]

勤労市民センターについては、利用団体の状況、施設の老朽化などを勘案しながら、将来的な施設の廃止を前提にしながら、管理・運営方法及び代替施設へ転用、民間への譲渡の可能性について、引き続き検討します。

日々の管理については、引き続き、指定管理者制度などの民間活力を活用して、最小のコストで必要なサービスが提供できるように利用団体の協力を得ながら努めます。

[海業センター]

新港海業センターについては、利用状況などを考慮して今後の更新整備を検討していきます。

また、引き続き、指定管理者制度などの民間活力を活用して、最小のコストで必要なサービスが提供できるように努めます。

8 学校

(1) 施設一覧

小分類	地域	No	施設名称	運営主体	複合施設	延床面積 (㎡)	老朽化度 (%)	主要建物建築年度	主要建物構造	主要建物耐用年数到来年度
小学校	三崎	1	三崎小学校	直営		6,402	93.8	昭和 43年度	鉄筋コンクリート	平成 27年度
		2	名向小学校	直営		4,764	104.9	昭和 41年度	鉄筋コンクリート	平成 25年度
		3	岬陽小学校	直営		5,765	59.5	平成 02年度	鉄筋コンクリート	平成 49年度
	南下浦	4	南下浦小学校	直営		3,541	87.1	昭和 55年度	鉄筋コンクリート	平成 39年度
		5	上宮田小学校	直営		6,003	91.1	昭和 49年度	鉄筋コンクリート	平成 33年度
		6	旭小学校	直営		4,914	74.9	昭和 57年度	鉄筋コンクリート	平成 41年度
		7	剣崎小学校	直営		3,817	76.8	昭和 45年度	鉄筋コンクリート	平成 29年度
	初声	8	初声小学校	直営		5,813	88.9	昭和 47年度	鉄筋コンクリート	平成 31年度
小計						41,019				
中学校	三崎	1	三崎中学校	直営		7,589	52.4	平成 05年度	鉄筋コンクリート	平成 52年度
	南下浦	2	南下浦中学校	直営		6,646	83.4	昭和 56年度	鉄筋コンクリート	平成 40年度
	初声	3	初声中学校	直営		5,949	73.6	昭和 54年度	鉄筋コンクリート	平成 38年度
小計						20,184				
合計						61,203				

(2) 現状や課題に関する基本認識

[学校]

本市では、三崎地域に3校、南下浦地域に4校、初声地域に1校の小学校を設置しています。

また、三崎地域、南下浦地域、初声地域に1校ずつ中学校を設置しています。

多くの主要建物施設が、昭和40年代から50年代に建設されており、老朽化が進んでいます。

今後、少子化が進行していくことが予想されることから、現在検討中の小学校教育環境適正化方針に基づき、施設の有効活用を含め、今後のあり方を検討する必要があります。

(3) 管理に関する基本的な考え方

[学校]

児童・生徒が日常的に使用する施設であるため、安全確保については特に重視していきます。

そのため、点検・診断を行い、必要な修繕などを計画的に行っていきます。

今後策定する小学校教育環境適正化方針により適正配置を行うとともに、施設の有効活用について検討していきます。

また、小学校、中学校は、公共施設の中でも整備面積が大規模な施設であり、また、地域の中核的な施設であることに鑑み、建替え更新を行う際には周辺の公共施設の機能の複合化も視野に進めていきます。

9 その他教育施設

(1) 施設一覧

小分類	地域	No	施設名称	運営主体	複合施設	延床面積 (㎡)	老朽化度 (%)	主要建物建築年度	主要建物構造	主要建物耐用年数到来年度
給食センター	三崎	1	三崎学校給食共同調理場	業務委託		800	118.6	昭和 53年度	鉄骨造	平成 21年度
	南下浦	2	南下浦学校給食共同調理場	業務委託		684	115.4	昭和 54年度	鉄骨造	平成 22年度
小計						1,484				
合計						1,484				

(2) 現状や課題に関する基本認識

[給食センター]

学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）の規定に基づく学校給食を実施するため、その調理等の業務を一括処理する施設として、三崎地域に三崎学校給食共同調理場、南下浦地域に南下浦学校給食共同調理場を設置し、市内小中学校の児童・生徒に学校給食を提供しています。

両給食共同調理場は、昭和 50 年代に整備されたことから、老朽化が進んでいますが、小・中学校の今後のあり方とあわせて検討する必要があります。

(3) 管理に関する基本的な考え方

[給食センター]

給食センターについては、小・中学校の今後のあり方とあわせて検討していきます。

日々の管理については、トータルコストの縮減を目指して点検・診断等を行い、安全確保に努めます。

点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、修繕計画の見直しに反映して充実を図るとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かします。

10 高齢福祉施設

(1) 施設一覧

小分類	地域	No	施設名称	運営主体	複合施設	延床面積 (㎡)	老朽化度 (%)	主要建物建築年度	主要建物構造	主要建物耐用年数到来年度
高齢者福祉施設等	三崎	1	老人福祉保健センター	指定管理者		1,240	68.0	昭和 56年度	鉄筋コンクリート	平成 43年度
					小計	1,240				
					合計	1,240				

(2) 現状や課題に関する基本認識

[高齢者福祉施設]

老人福祉保健センターは、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 15 条第 5 項の規定に基づき、老人等に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するための施設として、三崎地域に設置しており、平成 27 年度においては延べ 12,560 人の方に利用されています。

また、指定管理者制度を導入して運営の効率化を図っていますが、昭和 50 年代に整備されたことから、老朽化が進行しており、今後のあり方を検討する必要があります。

(3) 管理に関する基本的な考え方

[高齢者福祉施設]

高齢福祉施設については、高齢化に伴う需要の増加が見込まれますが、平成 32 年以降は高齢者人口が減少に転じると推計されていることも踏まえ、今後の利用状況などを考慮して最適な規模を含め施設のあり方について検討していきます。

また、引き続き、指定管理者制度などの民間活力を活用して、最小のコストで必要なサービスが提供できるように努めます。

1 1 障害福祉施設

(1) 施設一覧

小分類	地域	No	施設名称	運営主体	複合施設	延床面積 (㎡)	老朽化度 (%)	主要建物建築年度	主要建物構造	主要建物耐用年数到来年度
障害福祉施設等	三崎	1	地域福祉センター	指定管理者		1,390	63.2	平成 03年度	鉄骨造	平成 41年度
小計						1,390				
合計						1,390				

(2) 現状や課題に関する基本認識

[障害福祉施設]

市民の福祉ニーズに応じて各種の福祉サービス及び福祉情報の提供等を行い、もって市民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図るための施設として、地域福祉センターを三崎地域に設置しており、創作活動やレクリエーション、機能訓練や社会適応訓練といった障害者のリハビリデイサービス、及び高齢者のデイサービス等を提供し、平成 27 年度においては延べ 17,415 人の方に利用されています。

地域福祉センターは、指定管理者制度を導入して運営の効率化を図っておりますが、老朽化が進行しており、今後のあり方を検討する必要があります。

(3) 管理に関する基本的な考え方

[障害福祉施設]

障害福祉施設は、利用状況などを考慮して今後の更新整備を検討していきます。

また、引き続き、指定管理者制度などの民間活力を活用して、最小のコストで必要なサービスが提供できるように努めます。

1 2 児童福祉施設

(1) 施設一覧

小分類	地域	No	施設名称	運営主体	複合施設	延床面積 (㎡)	老朽化度 (%)	主要建物建築年度	主要建物構造	主要建物耐用年数到来年度
児童館	南下浦	1	上宮田児童会館	指定管理者		189	136.9	昭和 40年度	コンクリートブロック	平成 15年度
小計						189				
地域福祉事業所	初声	1	地域福祉事業所	貸付		68	218.2	昭和 42年度	木造	平成 01年度
小計						68				
合計						257				

(2) 現状や課題に関する基本認識

[児童館]

青少年の健全な育成に資するための施設として、平成 27 年度においては延べ 1,145 人の方に利用されている上宮田児童会館は、指定管理者制度を導入して運営の効率化を図っておりますが、老朽化が進行しており、今後のあり方を検討する必要があります。

なお、三浦市立児童館は、上宮田児童会館を除き、平成 25 年度から 26 年度にかけて用途廃止をしています。

[地域福祉事業所]

地域福祉事業所は、地域の福祉事業に寄与するための施設として初声地域に地域福祉事業所を設置しており、平成 27 年度においては延べ 11,445 人の方に利用されています。

地域福祉事業所は、利用団体に年間を通して貸付を行っていますが、老朽化が著しく進行しており、速やかに今後のあり方を検討する必要があります。

(3) 管理に関する基本的な考え方

[児童館]

児童館については、指定管理者制度などの民間活力を活用して、最小のコストで必要なサービスが提供できるように努めます。

また、引き続き利用者の状況やコスト等を考慮して、施設の廃止や譲渡などを検討していきます。

[地域福祉事業所]

地域福祉事業所については、他施設への機能移転、施設の廃止などを検討していきます。

日々の管理については、老朽化が進んでいることを踏まえて、点検・診断等を確実にを行い、トータルコストの縮減や安全確保に努めます。

点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映して充実を図るとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かします。

13 庁舎等

(1) 施設一覧

小分類	地域	No	施設名称	運営主体	複合施設	延床面積 (㎡)	老朽化度 (%)	主要建物建築年度	主要建物構造	主要建物耐用年数到来年度
庁舎	三崎	1	三浦市役所	直営		4,794	91.7	昭和 45年度	鉄筋コンクリート	平成 32年度
		2	三崎水産物地方卸売市場 (経済部)	直営		324	57.9	平成 05年度	鉄骨鉄筋コンクリート	平成 43年度
		3	神奈川県三浦合同庁舎	直営		430	—	昭和 57年度	鉄筋コンクリート	—
	南下浦	4	南下浦出張所	直営	●	109	74.0	昭和 53年度	鉄筋コンクリート	平成 40年度
	初声	5	初声出張所	直営	●	128	68.0	昭和 56年度	鉄筋コンクリート	平成 43年度
小計						5,785				
合計						5,785				

(2) 現状や課題に関する基本認識

[庁舎]

庁舎は、三崎地域に本館・分館・第二分館と三浦市役所を設置するほか、南下浦地域と初声地域に1箇所ずつ出張所を設置しています。

いずれの施設も、施設の老朽化が進行しており、今後の施設のあり方を検討する必要があります。

また、三崎水産物地方卸売市場（経済部）及び神奈川県三浦合同庁舎（保健福祉部及び選挙管理委員会事務局）の一部を借り受けて事務を行っています。

(3) 管理に関する基本的な考え方

[庁舎]

市役所は、行政サービスの拠点であることから、現施設の長期活用を目指しますが、市役所を含む城山地区の利用について、平成 27 年度から民間事業者へのアンケートとヒアリングを行い、民間事業者の資金やノウハウを活かした公有財産の利活用に向けた取組みを進めており、その動向にも注視します。

出張所については、利用者動向などを踏まえ、他施設への移転や統廃合など施設のあり方を検討します。

なお、南下浦出張所は、現機能を備えた子育て世代のための賃貸住宅との複合施設化を考えており、その整備に当たってはPFI手法を活用することを検討していきます。

出先機関については、市役所の今後のあり方とあわせて、施設の集約化などを検討していきます。

日々の管理については、トータルコストの縮減を目指して点検・診断等を行い、安全確保にも努めます。

点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映して充実を図るとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かします。

1.4 消防施設

(1) 施設一覧

小分類	地域	No	施設名称	運営主体	複合施設	延床面積 (㎡)	老朽化度 (%)	主要建物建築年度	主要建物構造	主要建物耐用年数到来年度
消防署	三崎	1	三浦市消防本部	直営		768	95.1	昭和 44年度	鉄筋コンクリート	平成 31年度
小計						768				
分署・消防団詰所	三崎	1	消防署三崎分署	直営		167	34.0	平成 10年度	鉄筋コンクリート	平成 60年度
		2	第1分団詰所	直営		65	104.6	平成 04年度	木造	平成 26年度
		3	第2分団詰所	直営		79	63.6	平成 13年度	木造	平成 35年度
		4	第3分団詰所	直営		59	90.9	平成 07年度	木造	平成 29年度
		5	第4分団詰所	直営		65	109.1	平成 03年度	木造	平成 25年度
		6	第5分団詰所	直営		66	95.5	平成 06年度	木造	平成 28年度
	南下浦	7	第8分団詰所(1)	直営		53	100.0	昭和 56年度	鉄骨造	平成 27年度
		8	第8分団詰所(2)	直営		60	154.6	昭和 56年度	木造	平成 15年度
	初声	9	消防署引橋分署	直営		302	84.7	昭和 48年度	鉄筋コンクリート	平成 35年度
小計						917				
合計						1,684				

(2) 現状や課題に関する基本認識

消防行政運営について、平成 29 年 4 月 1 日より、事務委託方式により三浦市と横須賀市における消防の広域化が開始され、横須賀市に事務を委ねます。

[消防本部・分署]

現在、三崎地域に三浦市消防本部を設置するほか、消防署三崎分署を三崎地域に設置し、初声地域に消防署引橋分署を設置しています。

広域化に向け、県立三崎高校跡地に施設の新築工事を進めるほか、現存の三崎分署について増改築工事を進めており、横須賀市が新施設及び三崎分署において、消防行政運営を行っていく予定であり、これらの施設は、本市から横須賀市へ貸付を行います。

なお、現在の三浦市消防本部及び引橋分署は、その機能を廃止しますが、これらの施設は他用途への活用などを検討する必要があります。

[消防団詰所]

消防団詰所は、三崎地域に 5 施設、南下浦地域に 2 施設を設置しており、消防団にかかる事務は、引き続き本市がその事務を行います。

いずれの消防団詰所も、施設の老朽化が進行しており、また、直営以外の消防団詰所 9 施設を含め、今後のあり方を検討する必要があります。

(3) 管理に関する基本的な考え方

[消防本部・分署]

新施設及び三崎分署については、横須賀市に貸付を行います。

三浦市消防本部及び引橋分署については、他用途への活用や解体などを検討していきます。

日々の管理については、トータルコストの縮減を目指して点検・診断等を行い、安全確保にも努めます。

また、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映して充実を図るとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かします。

[消防団詰所]

消防団詰所については、消防能力を維持していく観点から、施設の複合化など、今後の更新整備について検討していきます。

日々の管理については、トータルコストの縮減を目指して点検・診断等を行い、安全確保にも努めます。

また、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映して充実を図るとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かします。

15 その他行政系施設

(1) 施設一覧

小分類	地域	No	施設名称	運営主体	複合施設	延床面積 (㎡)	老朽化度 (%)	主要建物建築年度	主要建物構造	主要建物耐用年数到来年度
倉庫	三崎	1	諏訪地内倉庫	直営		98	134.2	昭和 35年度	コンクリートブロック	平成 13年度
	南下浦	2	倉庫	直営		727	79.0	昭和 60年度	鉄筋コンクリート	平成 35年度
		3	資源物保管庫	直営		33	119.4	昭和 53年度	鉄骨造	平成 21年度
小計						858				
その他行政系施設	三崎	1	防災行政用無線局(1)	直営		29	76.3	昭和 61年度	鉄筋コンクリート	平成 36年度
	初声	2	防災行政用無線局(2)	直営		4	90.3	昭和 62年度	鉄骨造	平成 30年度
小計						33				
合計						891				

(2) 現状や課題に関する基本認識

[倉庫]

倉庫は、三崎地域に 1 施設、南下浦地域に 2 施設所在しています。

いずれの倉庫も老朽化が進行しており、今後の施設のあり方について、解体を含め検討する必要があります。

[その他行政系施設]

本市における防災、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的として、併せて、平常時には一般行政事務に使用できる無線局として、三崎地域と初声地域に防災行政用無線局を設置しています。

行政無線局は、現行のアナログ方式からデジタル方式への移行に関する検証とあわせて、他施設への施設集約化など、今後の施設のあり方を検討する必要があります。

(3) 管理に関する基本的な考え方

[倉庫]

倉庫については、老朽化が進んでいることから、他施設への移転又は廃止などを検討していきます。

日々の管理については、トータルコストの縮減を目指して点検・診断等を行い、安全確保にも努めます。

点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映して充実を図るとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かします。

[その他行政系施設]

防災行政無線局は、デジタル方式への切りかえを検証し、他施設への転用又は廃止などを検討していきます。

日々の管理については、トータルコストの縮減を目指して点検・診断等を行い、安全確保にも努めます。

点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映して充実を図るとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かします。

16 公営住宅

(1) 施設一覧

小分類	地域	No	施設名称	運営主体	複合施設	延床面積 (㎡)	老朽化度 (%)	主要建物建築年度	主要建物構造	主要建物耐用年数到来年度
市営住宅	三崎	1	晴海住宅	直営		421	281.8	昭和 28年度	木造	昭和 50年度
		2	諸磯住宅	直営		1,579	257.8	昭和 31年度	木造	昭和 53年度
	初声	3	下宮田住宅	直営		2,990	185.3	昭和 39年度	軽量鉄骨造	平成 03年度
小計						4,990				
公営住宅 付属施設	初声	1	下宮田住宅集会所	直営		44	185.2	昭和 40年度	軽量鉄骨造	平成 04年度
小計						44				
合計						5,034				

(2) 現状や課題に関する基本認識

[市営住宅]

市営住宅は、三崎地域に晴海住宅及び諸磯住宅を設置し、初声地域に下宮田住宅及び集会所を設置しております。

いずれも昭和 20 年代後半から 40 年代前半に建設されており、既に法定耐用年数を迎えています。

施設の老朽化に伴い、平成 2 年から現在まで、市営住宅入居者の公募を停止しています。

今後、更なる老朽化が進んでいくなか、逼迫した財政状況をふまえ、老朽化した施設の解体や市営住宅の今後のあり方等に関する見直しが必要となっています。

(3) 管理に関する基本的な考え方

[市営住宅]

市営住宅は、現存する施設は全て老朽化しており、逼迫した財政状況もふまえ、本市全域における住宅供給のバランスに配慮しながら、施設の集約化や解体など、市営住宅の今後のあり方等について検討します。

日々の管理については、トータルコストの縮減を目指して点検・診断等を行い、安全確保にも努めます。

点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映して充実を図るとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かします。

なお、子育て世帯の転入促進、転出抑制のため、南下浦市民センター用地に、PFI を活用した子育て世代のための賃貸住宅の建設を考えており、検討を進めていきます。

17 公園

(1) 施設一覧

小分類	地域	No	施設名称	運営主体	複合施設	延床面積 (㎡)	老朽化度 (%)	主要建物建築年度	主要建物構造	主要建物耐用年数到来年度
スポーツ施設	初声	1	三浦スポーツ公園	指定管理者		837	17.2	平成 21年度	鉄筋コンクリート	平成 71年度
		2	飯盛調整池公園	指定管理者		1	83.3	平成 07年度	軽量鉄骨造	平成 31年度
小計						838				
その他公園施設	三崎	1	尾上中央公園	直営		10	91.2	昭和 59年度	コンクリートブロック	平成 30年度
		2	丸畑公園	直営		8	63.2	平成 03年度	鉄筋コンクリート	平成 41年度
		3	栄児童公園	直営		7	62.3	平成 05年度	鉄筋コンクリート	平成 43年度
		4	諸磯公園	直営		21	112.2	昭和 61年度	軽量鉄骨造	平成 22年度
		5	白須児童公園	直営		9	79.4	昭和 63年度	コンクリートブロック	平成 34年度
		6	向ヶ崎公園	直営		1	41.7	平成 17年度	軽量鉄骨造	平成 41年度
		7	宮城児童公園	直営		12	118.2	平成 01年度	木造	平成 23年度
		8	城ヶ島灯台公園	直営		10	48.9	平成 04年度	鉄筋コンクリート	平成 51年度
		9	諸磯第二公園	直営		9	17.7	平成 21年度	鉄骨造	平成 55年度
		10	宮川公園	直営		39	70.4	平成 09年度	木造	平成 31年度
		11	歌舞島児童公園	直営		0	—	—	—	—
		12	岬陽児童公園	直営		0	—	—	—	—
		13	城ヶ島児童公園	直営		0	—	—	—	—
		14	馬宮児童公園	直営		0	—	—	—	—
		15	天神堂児童公園	直営		0	—	—	—	—
		16	海南児童公園	直営		0	—	—	—	—
		17	女堰公園	直営		0	—	—	—	—
		18	城山児童公園	直営		0	—	—	—	—
		19	尾上台公園	直営		0	—	—	—	—
		20	屋志倉北公園	直営		0	—	—	—	—
		21	屋志倉南公園	直営		0	—	—	—	—
		22	東岡公園	直営		0	—	—	—	—
		23	天神町公園	直営		0	—	—	—	—
		24	大宝院公園	直営		0	—	—	—	—
		25	郷戸公園	直営		0	—	—	—	—
		26	岬坂公園	直営		0	—	—	—	—
		27	油壺公園	直営		0	—	—	—	—
		28	郷戸緑地	直営		0	—	—	—	—
		29	名向崎緑地	直営		0	—	—	—	—
	南下浦	30	堂ヶ谷西公園	直営		1	83.3	平成 07年度	軽量鉄骨造	平成 31年度
		31	根辺ヶ谷戸公園	直営		1	83.3	平成 07年度	軽量鉄骨造	平成 31年度
		32	堂ヶ谷東公園	直営		3	108.3	平成 01年度	軽量鉄骨造	平成 25年度
		33	柿ヶ作公園	直営		18	42.6	平成 07年度	鉄筋コンクリート	平成 54年度
		34	小松ヶ池公園	直営		23	29.0	平成 18年度	鉄骨造	平成 49年度
		35	菊名児童公園	直営		0	—	—	—	—
		36	毘沙門児童公園	直営		0	—	—	—	—
		37	水深公園	直営		0	—	—	—	—
		38	石作公園	直営		0	—	—	—	—
		39	上宮田公園	直営		0	—	—	—	—
		40	島廻り公園	直営		0	—	—	—	—
		41	芝原公園	直営		0	—	—	—	—
		42	金原公園	直営		0	—	—	—	—
		43	青木田公園	直営		0	—	—	—	—
		44	木ノ間公園	直営		0	—	—	—	—
		45	上宮田団地第一公園	直営		0	—	—	—	—
		46	柿ヶ作第二公園	直営		0	—	—	—	—
		47	丸山台公園	直営		0	—	—	—	—

小分類	地域	No	施設名称	運営主体	複合施設	延床面積 (㎡)	老朽化度 (%)	主要建物建築年度	主要建物構造	主要建物耐用年数到来年度
その他公園施設	南下浦	48	松輪公園	直営		0	—	—	—	—
		49	柿ヶ作第三公園	直営		0	—	—	—	—
	初声	50	沓形公園	直営		33	67.4	昭和 63年度	鉄筋コンクリート	平成 38年度
		51	飯盛公園	直営		1	83.3	平成 07年度	軽量鉄骨造	平成 31年度
		52	下宮田公園	直営		0	—	—	—	—
		53	和田公園	直営		0	—	—	—	—
		54	下宮田児童公園	直営		0	—	—	—	—
		55	三戸児童公園	直営		0	—	—	—	—
		56	赤坂公園	直営		0	—	—	—	—
		57	馬場公園	直営		0	—	—	—	—
		58	丸山公園	直営		0	—	—	—	—
		59	入江公園	直営		0	—	—	—	—
		60	入江第二公園	直営		0	—	—	—	—
		61	飯盛仲田公園	直営		0	—	—	—	—
小計						206				
合計						1,043				

(2) 現状や課題に関する基本認識

[公園]

指定管理者制度を活用したスポーツ施設を有する公園としては、三浦スポーツ公園、飯盛調整池公園を初声地域に設置しており、平成27年度においては延べ49,998人の方に利用されています。

また、三崎地域に29施設、南下浦地域に20施設、初声地域に12施設の公園を設置しており、市民の憩いの場として親しまれております。

(3) 管理に関する基本的な考え方

[公園]

利用者の安全を確保する観点から、適正な維持管理を行っていきます。

日々の管理については、トータルコストの縮減を目指して点検・診断等を行い、安全確保にも努めます。

点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映して充実を図るとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かします。

18 供給処理施設

(1) 施設一覧

小分類	地域	No	施設名称	運営主体	複合施設	延床面積 (㎡)	老朽化度 (%)	主要建物建築年度	主要建物構造	主要建物耐用年数到来年度
供給処理施設	三崎	1	三崎漁港(二町谷地区)水産物流通加工業務団地汚水処理場	直営		654	18.4	平成 20年度	鉄筋コンクリート	平成 58年度
		2	宮川ごみ埋立処分地	直営		374	96.1	昭和 55年度	鉄筋コンクリート	平成 30年度
		3	清掃事業所	直営		1,109	82.7	昭和 44年度	鉄骨造	平成 19年度
	南下浦	4	衛生センター	直営		765	98.8	昭和 47年度	鉄筋コンクリート	平成 34年度
		5	環境センター	直営		3,302	63.0	平成 02年度	鉄筋コンクリート	平成 40年度
		6	西岩堂埋立地	直営		515	79.1	平成 02年度	鉄筋コンクリート	平成 40年度
	初声	7	地下雨水貯留施設	直営		40	52.6	平成 07年度	鉄筋コンクリート	平成 45年度
					小計	6,759				
					合計	6,759				

(2) 現状や課題に関する基本認識

[ごみ処理施設]

三浦市と横須賀市は、平成 21 年 3 月に「横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画」を策定し、三浦市では最終処分場を、横須賀市では焼却施設及び不燃ごみ等選別施設の建設を行い、平成 31 年度末稼働に向け、ごみ処理の広域化を推進しています。

現在のごみ処理施設は、三崎地域に清掃事業所及び宮川ごみ埋立処分地を設置し、南下浦地域に環境センター及び西岩堂埋立地を設置していますが、施設の老朽化や広域化の進展などを踏まえて、今後の施設のあり方を検討する必要があります。

[し尿処理施設]

し尿及び浄化槽汚泥は、平成 22 年度より三浦地域資源ユース株式会社が建設した三浦バイオマスセンターで処理されています。

そのため、し尿処理施設として使用されていない衛生センターは、施設の解体に向けて検討する必要があります。

[その他供給処理施設]

その他の供給処理施設は、三崎地区に三崎漁港（二町谷地区）水産物流通加工業務団地汚水処理施設を設置し、初声地域に地下雨水貯留施設を設置しています。

三崎漁港（二町谷地区）水産物流通加工業務団地汚水処理施設は、比較的新しい施設ですが、予防保全措置など、長寿命化に向けて検討する必要があります。

地下雨水貯留施設は、設置後 20 年以上が経過し、老朽化が進んでおり、設備の更新が必要になっています。

(3) 管理に関する基本的な考え方

[ごみ処理施設]

ごみ処理施設については、利用状況を考慮して今後の更新整備を検討していきます。

日々の管理については、トータルコストの縮減を目指して点検・診断等を行い、安全確保にも努めます。

点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映して充実を図るとともに、維

持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かします。

[し尿処理施設]

衛生センターについては、解体に向けて、その解体時期などを検討していきます。

日々の管理については、老朽化が進んでいることを踏まえて、点検等を行い、安全確保に努めます。

[汚水等処理施設]

汚水等処理施設については、利用状況などを考慮して今後の更新整備を検討していきます。

日々の管理については、トータルコストの縮減を目指して点検・診断等を行い、安全確保にも努めます。

点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映して充実を図るとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かします。

19 その他施設

(1) 施設一覧

小分類	地域	No	施設名称	運営 主体	複合 施設	延床 面積 (㎡)	老朽 化度 (%)	主要建物 建築年度	主要 建物構造	主要建物 耐用年数 到来年度
火葬場	三崎	1	火葬場	指定管理者		345	183.9	平成 21年度	木造	平成 45年度
小計						345				
公衆便所	三崎	1	歌舞島公衆便所	直営		20	92.1	昭和 55年度	鉄筋コンクリート	平成 30年度
		2	長津呂公衆便所	直営		45	52.6	平成 07年度	鉄筋コンクリート	平成 45年度
		3	海外浜公衆便所	直営		15	147.1	昭和 40年度	コンクリートブロック	平成 11年度
		4	浜諸磯公衆便所	直営		13	47.4	平成 09年度	鉄筋コンクリート	平成 47年度
		5	油壺公衆便所	直営		62	57.9	平成 05年度	鉄筋コンクリート	平成 43年度
		6	荒井浜公衆便所	直営		16	36.8	平成 13年度	鉄筋コンクリート	平成 51年度
		7	小網代公衆便所	直営		20	94.7	昭和 54年度	鉄筋コンクリート	平成 29年度
		8	城ヶ島小公園公衆便所	直営		4	65.8	平成 02年度	鉄筋コンクリート	平成 40年度
		9	城ヶ島駐車場公衆便所(カー舗装)	貸付		48	18.4	平成 20年度	鉄筋コンクリート	平成 58年度
		10	城ヶ島駐車場公衆便所(灯台下)	貸付		48	18.4	平成 20年度	鉄筋コンクリート	平成 58年度
		11	みうら・宮川フィッシャリーナトイレ	直営		7	80.0	平成 15年度	木造	平成 30年度
	南下浦	12	芝原公衆便所	直営		25	141.2	昭和 42年度	コンクリートブロック	平成 13年度
		13	木の間公衆便所	直営		66	65.8	平成 02年度	鉄筋コンクリート	平成 40年度
		14	岩井口公衆便所	直営		54	65.8	平成 02年度	鉄筋コンクリート	平成 40年度
		15	菊名公衆便所	直営		20	97.4	昭和 53年度	鉄筋コンクリート	平成 28年度
		16	金田海岸公衆便所	直営		19	132.4	昭和 45年度	コンクリートブロック	平成 16年度
		17	劔崎浜公衆便所	直営		23	138.2	昭和 43年度	コンクリートブロック	平成 14年度
		18	大浦海岸公衆便所	直営		14	135.3	昭和 44年度	コンクリートブロック	平成 15年度
		19	毘沙門浜公衆便所	直営		14	144.1	昭和 41年度	コンクリートブロック	平成 12年度
	初声	20	三戸神田公衆便所	直営		20	94.7	昭和 54年度	鉄筋コンクリート	平成 29年度
		21	三戸浜公衆便所	直営		15	147.1	昭和 40年度	コンクリートブロック	平成 11年度
		22	三戸北公衆便所	直営		11	102.9	昭和 55年度	コンクリートブロック	平成 26年度
小計						577				
その他	三崎	1	旧三浦市福祉会館	直営		630	98.0	昭和 41年度	鉄筋コンクリート	平成 28年度
		2	福祉地域作業所	貸付		72	98.0	昭和 61年度	軽量鉄骨造	平成 28年度
		3	船員家族待合所	直営		46	111.8	昭和 52年度	鉄骨造	平成 23年度
		4	旧漁村センター	直営		316	74.5	昭和 55年度	鉄筋コンクリート	平成 39年度
		5	旧三浦市高齢者ふれあいセンター	直営		331	102.6	昭和 47年度	鉄筋コンクリート	平成 31年度
		6	旧三崎中学校	直営		4,333	112.5	昭和 46年度	鉄筋コンクリート	平成 30年度
		7	旧青少年会館	直営		1,641	91.5	昭和 47年度	鉄筋コンクリート	平成 31年度
		8	旧東岡児童会館	直営		163	134.2	昭和 39年度	コンクリートブロック	平成 14年度
	南下浦	9	南下浦市民センター倉庫(A)	貸付		48	119.4	昭和 53年度	鉄骨造	平成 21年度
		10	旧松輪住宅	直営		281	254.6	昭和 34年度	木造	昭和 56年度
		11	旧大乗児童会館	直営		144	118.4	昭和 45年度	コンクリートブロック	平成 20年度
	初声	12	元三崎高校	直営		10,637	102.9	昭和 44年度	鉄筋コンクリート	平成 28年度
		13	旧和田児童会館	直営		209	123.7	昭和 43年度	コンクリートブロック	平成 18年度
小計						18,851				
自転車等 駐車場	南下浦	1	三浦海岸駅第1自転車等駐車場	指定管理者		2	46.7	平成 13年度	軽量鉄骨造	平成 43年度
		2	駐輪場保管所	管理委託		85	54.6	平成 10年度	鉄骨造	平成 41年度
	初声	3	三崎口駅第2自転車等駐車場	指定管理者		2	46.7	平成 13年度	軽量鉄骨造	平成 43年度
		4	三崎口駅第1自転車等駐車場	指定管理者		0	—	—	—	—
小計						88				
合計						19,862				

(2) 現状や課題に関する基本認識

[火葬場]

火葬場は、三崎地域に火葬場を1施設設置しています。

指定管理者制度を導入して運営の効率化を図っておりますが、火葬場のうち管理棟は平成21年度に建替えたものの火葬棟は整備後20年の施設のため、計画的に点検や改修等を行いながら、今後の施設のあり方を検討していく必要があります。

[公衆便所]

公衆便所は、三崎地域に11施設、南下浦地域に8施設、初声地域に3施設設置しており、うち6施設を平成20年度から26年度までの間に閉鎖し、そのうち5施設が未解体の状況となっています。

昭和40年度から44年度までに建設された汲取り便所4施設が現在も使用されており、観光地としてのイメージダウンにつながっています。

その後建設された水洗便所も老朽化が進んでいる施設が多く、今後の施設の更新について検討する必要があります。

[自転車等駐車場]

自転車等駐車場は、自転車等の放置の防止を図るとともに自転車等の利用者の利便に供するための施設として、南下浦地域に三浦海岸駅第1自転車等駐車場を設置し、初声地域に三崎口駅第1自転車等駐車場及び第2自転車等駐車場を設置しています。

また、市内の放置自転車等を保管する施設として、初声地域に駐輪場保管庫を設置しています。

指定管理者制度を導入して運営の効率化を図っておりますが、計画的に点検や改修等を行いながら、今後の施設のあり方を検討していく必要があります。

[その他施設]

その他施設については、遠洋漁業の船員を見送る家族が出港前の時間を過ごすための施設として、三崎地域に船員家族待合所を設置しており、平成27年度においては延べ9,815人の方に利用されています。

また、三崎地域に福祉地域作業所を設置し、利用団体に年間を通して貸付を行っています。

そのほか、現在使用されていない会館等の施設や、既に廃校となった中学校及び高校などの普通財産があります。

いずれの施設も老朽化が進んでおり、旧漁村センターの譲渡、旧松輪住宅、旧大乘児童会館及び元三崎高校の解体を平成28年度中に進めました。

その他の施設についても、他用途への建替、解体など、今後の施設のあり方を検討する必要があります。

(3) 管理に関する基本的な考え方

[火葬場]

火葬場については、利用状況などを考慮して今後の更新整備を検討していきます。

また、引き続き、指定管理者制度などの民間活力を活用して、最小のコストで必要なサービスが提供できるように努めます。

[公衆便所]

公衆便所については、利用状況、老朽化の状況、観光客からの要望などを考慮して、今後の更新整備とともに、閉鎖施設については計画的な解体を進めます。

日々の管理については、トータルコストの縮減を目指して点検・診断等を行い、安全確保にも努めます。

また、その履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映して充実を図るとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かします。

[自転車等駐車場]

自転車等駐車場については、利用状況などを考慮して今後の更新整備を検討していきます。

また、引き続き、指定管理者制度などの民間活力を活用して、最小のコストで必要なサービスが提供できるように努めます。

[その他施設]

福祉地域作業所や船員家族待合所については、利用状況などを考慮して今後の更新整備を検討していきます。

日々の管理については、トータルコストの縮減を目指して点検・診断等を行い、安全確保にも努めます。

点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映して充実を図るとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かします。

普通財産については、次のとおり解体などを検討していきます。

- ・旧三浦市福祉会館、旧青少年会館、旧東岡児童会館、旧三浦市高齢者ふれあいセンターについては、解体に向けて、その解体時期などを検討していきます。
- ・旧和田児童会館は、他用途への建替えを進めます。
- ・旧三崎中学校は、城山地区の利用について、平成27年度から民間事業者へのアンケートとヒアリングを行い、民間事業者の資金やノウハウを活かした公有財産の利活用に向けた取組みを進めており、その動向に注視します。
- ・南下浦市民センター倉庫（A）は、公民館機能を備えた子育て世代のための賃貸住宅の整備を考えており、その整備に当たってはPFI手法を活用することを検討していきます。

20 公営企業の公共施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

公営企業が実施する上水道、下水道のインフラに対応した施設及び市立病院、看護師宿舎、三崎水産物地方卸売市場を所有しています。

[上水道施設・下水道施設]

公営企業が実施するインフラに対応した施設として、上水道のための配水池など8施設を設置し、下水道のための中継ポンプ場や終末処理場を設置しています。

これらの施設については、インフラの整備とあわせて、計画的に更新整備する必要があります。

[市立病院]

市立病院は、三崎地域に市立病院及び看護師宿舎を設置しています。

市立病院は、平成16年度に整備された新しい施設であり、公設公営により運営していますが、計画的に点検や改修等を行いながら、今後の施設のあり方を検討していく必要があります。

看護師宿舎は、三浦市病院事業企業職員の居住の用に供するため、看護師宿舎を設置していますが、施設の老朽化が進行しており、今後の施設のあり方について、検討する必要があります。

[三崎水産物地方卸売市場]

三崎水産物地方卸売市場は、三崎地域に三崎水産物地方卸売市場を設置しています。

現在、(仮称)三浦市低温卸売場の建設が進められており、これに伴い不要となる施設の解体などを検討する必要があります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

[上水道施設・下水道施設]

公営企業が実施する上水道、下水道のインフラに対応した施設については、インフラの整備とあわせて、トータルコストの縮減や所有量などを検討します。

[市立病院]

市立病院については、利用状況などを考慮して今後の更新整備を検討していきます。

日々の管理については、トータルコストの縮減を目指して点検・診断等を行い、安全確保にも努めます。

点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映して充実を図るとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かします。

[三崎水産物地方卸売市場]

三崎水産物地方卸売市場については、本市にとっては必要不可欠な施設であり、利用状況や社会情勢の変化に対応した更新整備を実施し、不要となる施設については解体を進めます。

日々の管理については、トータルコストの縮減を目指して点検・診断等を行い、安全確保にも努めます。

点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映して充実を図るとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かします。

【インフラ】

2.1 道路

(1) 現状や課題に関する基本認識

道路は重要な生活インフラですが、道路の老朽化が交通の安全性に関わる原因となる可能性もあり、パトロールや定期的な点検、適切な維持管理を行う必要があります。

今後の維持管理等に伴う負担は重くなることが見込まれ、交通量等も含めて今後の整備を検討する必要があります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

道路の整備は、本市の財政状況を踏まえ、緊急性や重要性等を勘案して整備することとします。

また、既存の道路は、地域・沿道の利用状況等も踏まえて、維持・修繕や今後の方針を検討します。

維持管理については、トータルコストの縮減を目指して、計画的かつ予防保全的な取組みを行い、道路利用者の安全確保等に努めます。

2.2 橋りょう

(1) 現状や課題に関する基本認識

橋りょうは82橋あり、橋長が15m以上の橋りょうは6橋です

現在、平成24年度に市内20橋りょうを対象に策定した「三浦市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、3橋りょうの修繕を実施してきました。また、耐震化が必要と定めた跨線橋、跨道橋は7橋あり、うち3橋について、耐震化しています。

今後の更新にあたっては多額の費用負担が見込まれるため、交通量や橋りょうの配置状況等を考慮した維持修繕計画の検討が必要です。

(2) 管理に関する基本的な考え方

平成24年度に策定した「三浦市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、引き続き修繕を実施します。また、この修繕に併せて、跨線橋、跨道橋の耐震化を進めます。

今後は、市内の82橋全てを対象に、各橋りょうの利用状況や配置状況を考慮しつつ、トータルコストの縮減を目指した予防保全型の修繕を実施するための長寿命化修繕計画を策定し、維持・修繕・耐震化等の方針を決定します。

2.3 上水道

(1) 現状や課題に関する基本認識

水道事業は、21万mを超える管路など多くの施設を有し、これらの施設のうち、昭和30年代に建設された施設は相当年数を経過しており、老朽化が進んでいます。

今後、これらの施設を順次更新するためには多額の費用負担が見込まれます。

(2) 管理に関する基本的な考え方

水道施設は、市民生活に欠かせないライフラインです。

今後も安定して安心な水道水を供給するために、水道施設の健全度が大きく低下しないよう定期的な診断や評価を実施します。

また、人口減少時代に対応した更なる水道施設の統合、廃止、あるいはダウンサイジングなどを検討しながら、アセットマネジメントにより財源の裏付けのある更新計画を策定し、適正な維持管理、修繕、更新等を実施し、トータルコストの縮減に努めます。

更新と合わせて施設の耐震化を進め、災害に強い強靱な施設の構築に努めます。

2.4 下水道

(1) 現状や課題に関する基本認識

本市の下水道は、東京湾に面した東部処理区において順次整備をすすめていますが、相模湾に面した西南部処理区においては、現時点では都市計画決定がなされていません。

東部処理区において下水道管路を多数有し、西南部処理区において未整備である状況から、今後の更新に伴う財政負担は非常に重くなるだけでなく、新規整備のあり方についても検討する必要があります。

そのため、可能な限り現存施設の長寿命化を図り、財政負担の平準化に取り組んでいくことが重要です。

(2) 管理に関する基本的な考え方

下水道は、市民生活に直結する重要なインフラであるため、中継ポンプ場と終末処理場の状態を健全に保つために、長寿命化計画を平成32年度まで策定して管理を行っていますが、平成33年度以降の計画については、国から求められているストックマネジメント計画を策定し、適正な維持管理・修繕・更新等を計画的に実施し、トータルコストの最小化に努めます。

日々の管理については、トータルコストの縮減を目指して予防保全型の点検・診断等を行い、安全確保にも努めます。

なお、本市の下水道事業は、現在、コンセッション方式によるPFI手法の導入を検証しています。

2.5 その他のインフラ

(1) 現状や課題に関する基本認識

道路・橋りょう・上下水道のほかにも、市営漁港などのインフラを保有しています。

これらについても、維持管理や更新などが必要となっていきます。

(2) 管理に関する基本的な考え方

インフラを適切に維持管理するため、定期的な点検・診断を実施します。

また、災害に強い施設整備をめざし、予防保全型の長寿命化計画を策定し、適正な維持管理・修繕・更新等を計画的に実施し、トータルコストの最小化に努めます。

なお、5つある市営漁港について、漁港ごとの水産基盤施設機能保全計画の策定を進めており、引き続き本計画の策定を進め、適正な維持管理に努めます。

第4章 フォローアップの実施方針

1 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

- 本計画の推進にあたっては、庁内に公共施設等総合管理計画に関する会議体を設け、全庁的な取組み体制を構築して、継続的に取組みを推進します。
- 各所管部門が保有する情報を一元管理し、全庁的かつ横断的な調整を行います。集約された公共施設等の情報は、各所管部門と共有化して、公共施設等の現状を常に把握できるように努めます。
- 本計画で示した基本方針や類型ごとの管理に関する基本方針と今後策定される個別施設計画との整合性を図りつつ、取組みを進めます。

2 フォローアップの進め方について

- 本計画で示した「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」や「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」に関する進捗状況について、評価を実施していきます。
- 進捗状況に関する評価の結果、大幅な状況の変化があった場合には、公共施設等総合管理計画を改定します。

3 市議会や市民との情報共有について

- 公共施設等総合管理計画については、十分に議会や市民に説明を行っていきます。
- 公共施設等総合管理計画の進捗状況については、適時に議会への報告を行います。
- 公共施設等総合管理計画を踏まえた個別施設計画などの策定にあたっては、議会や市民との協議を重ねていきます。

4 個別施設計画の策定

- 本計画に定めた基本方針を実施していくためのアクションプランとして、建物施設、道路、橋りょうなどの施設種別ごとの個別施設計画を順次策定し、各施設の具体的な方向性とその実施時期を定めていきます。

※個別計画策定率

H29	H30	H31	H32
15%	48%	56%	100%

三浦市公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

三浦市総務部財産管理課

U R L : <http://www.city.miura.kanagawa.jp/>

〒238-0298

神奈川県三浦市城山町 1 番 1 号

TEL : 046-882-1111